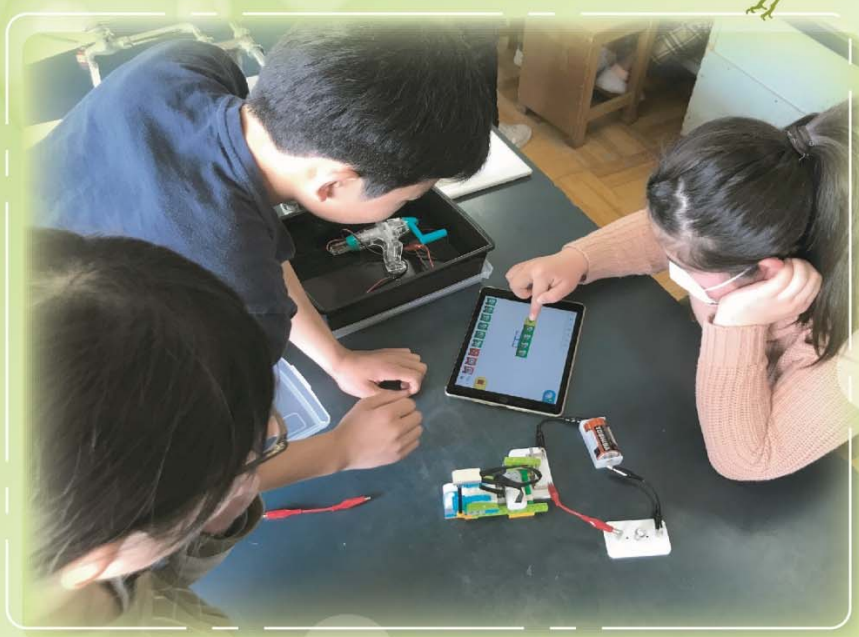


第三期袖ヶ浦市教育ビジョン 「袖ヶ浦市教育振興基本計画」



未来を創る 心豊かで
いきいきとした 人づくり



袖ヶ浦市教育委員会



「教育のまち袖ヶ浦」を目指して



近年、少子高齢化、高度情報化や地域コミュニティの希薄化、家庭の教育力の低下など教育を取り巻く環境は大きく変化しており、学校や地域の抱える課題も複雑・多様化しています。

袖ヶ浦市では、令和2年度から令和13年度を計画期間とする新しい「袖ヶ浦市総合計画」を策定し、市が目指す将来の姿を

『みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦』とし、重点的取組の一つとして、“誰もが活躍するまち”の実現に向け、子育て・教育環境の充実と学びを通じた社会参加の促進を図っております。

教育委員会では、平成23年3月に「第二期袖ヶ浦市教育ビジョン」を策定し、その基本目標を「明日を拓く 心豊かな たくましい 人づくり」として進めてきました。

また、平成28年3月には、前期5年間の成果と課題を踏まえ、「第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）」を策定し、後期5年間の具体的な施策を体系的に取りまとめ、様々な事業を展開してきたところです。

今回、第二期教育ビジョンが取組を終えたことに伴い、その成果と課題を踏まえるとともに、国や千葉県の教育振興基本計画の方向性を参酌し、市民等意識調査及び市民意見交換会による市民各層の意見を参考にし、策定委員会等での議論を重ね、今後10年間の施策の方向性と施策を体系的にまとめ、前期にあたる今後5年間を通じて取り組む施策を具体的に示した「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン」を策定しました。

第三期教育ビジョンでは、基本目標に『未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり』を掲げ、【子ども】【生涯学習】【スポーツ】【文化財・文化芸術】の領域で基本目標を実現するための4つの目標を設定し、様々な施策についての取組を進めてまいります。将来を担う子どもには、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を身に付け、豊かな心とたくましい体を育てていくことを目標とします。また、市民には生涯にわたって自ら学び、その成果を活かすことができる環境づくりを推進します。さらに、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の整備及び文化財の保存・活用、文化芸術の鑑賞機会の充実にも力を入れて取り組んでまいります。

複雑かつ予測困難なこれからの時代において、あたたかさをもち心豊かな、元気でいきいきとした人づくりを進めながら、『教育のまち袖ヶ浦』の実現を目指してまいります。

最後に、本ビジョンの策定にあたりましては、令和元年7月に市民意識調査を実施したほか、令和2年1月には各地区において市民意見交換会、12月にはパブリックコメントを実施するなど、市民の皆様から幅広くご意見等をいただきました。この場をお借りし、ご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

袖ヶ浦市教育委員会

教育長 御園 朋夫

目 次

第 1 章 教育ビジョンの策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	教育ビジョンの位置付け	2
3	自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」とのかかわり	3
4	計画の期間	4
5	計画の策定体制	4

第 2 章 教育ビジョン策定の背景

1	教育に関する国の制度改正等	7
2	教育を取り巻く我が国の状況	9
3	袖ヶ浦市の教育を取り巻く現状と課題	12

第 3 章 目指す教育の姿

1	教育ビジョンの基本目標	24
2	基本目標を実現するための4つの目標	24
3	基本目標を実現する施策体系	26
4	本計画とSDGsの関係	28

第 4 章 今後 5 年間を通じて取り組む施策（前期計画）

1	心豊かなたくましい子どもの育成を支援します【子ども】	31
2	人生 100 年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します 【生涯学習】	45
3	ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の 充実を推進します【スポーツ】	49
4	文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します 【文化財・文化芸術】	53

第5章 教育ビジョンの推進と進行管理

1	教育ビジョンの具現化に向けた年度別計画と点検と評価	57
2	情報の公開	58
3	関係部門との連携	58
4	新たな教育課題などの研究とその成果の反映	58

参考資料

1	計画の策定経過	59
2	袖ヶ浦市第三期教育ビジョン策定要綱	61

教育ビジョンの策定にあたって

1 計画策定の趣旨

袖ヶ浦市教育委員会では、平成23年度から令和2年度までを計画期間とした「第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」に基づき、基本目標である「明日を拓く 心豊かな たくましい 人づくり」の実現に向け、様々な取組を進めてまいりました。

この間、国では、人生100年時代[※]や超スマート社会（Society5.0）[※]の到来など、2030年（令和12年）以降の社会変化を見据え、平成30年度から令和4年度を計画期間とする「第3期教育振興基本計画」を策定しました。この中で、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を中心に据え、多岐にわたる教育施策が示されています。

千葉県では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」を策定しました。この計画では、「子ども」「学校」「家庭・地域」「県民」を柱とした4つの基本目標と11の施策を展開し、志を持ち未来を切り拓く子どもを育てることや県民がいつでも学べる場や機会を提供していくこと等を定めています。

本市においては、令和2年度から令和13年度を計画期間とする新しい「袖ヶ浦市総合計画」を策定しました。計画の重点的取組の一つとして、“誰もが活躍するまち”の実現に向け、子育て・教育環境の充実と学びを通じた社会参加の促進をしています。

また、袖ヶ浦駅前地区等において子育て世代が増加する一方、内陸部では少子高齢化が進んでおり、市民ニーズも多様化、高度化しております。加えて、自然災害や感染症の感染拡大への対応などもあり、教育施策を推進する上では、多岐にわたる対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、袖ヶ浦市教育委員会では、これまでの成果を生かし、次世代に向けた人づくりを進めるため、今後10年間を見据えた本市の目指すべき教育の姿を掲げ、令和3年度を初年度とする「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」を策定するものです。

※人生100年時代：平均寿命の伸びにより、100歳前後まで生きることが可能となる時代のこと。「人生100年時代構想会議 中間報告(令和元年12月)」において、「100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっている。

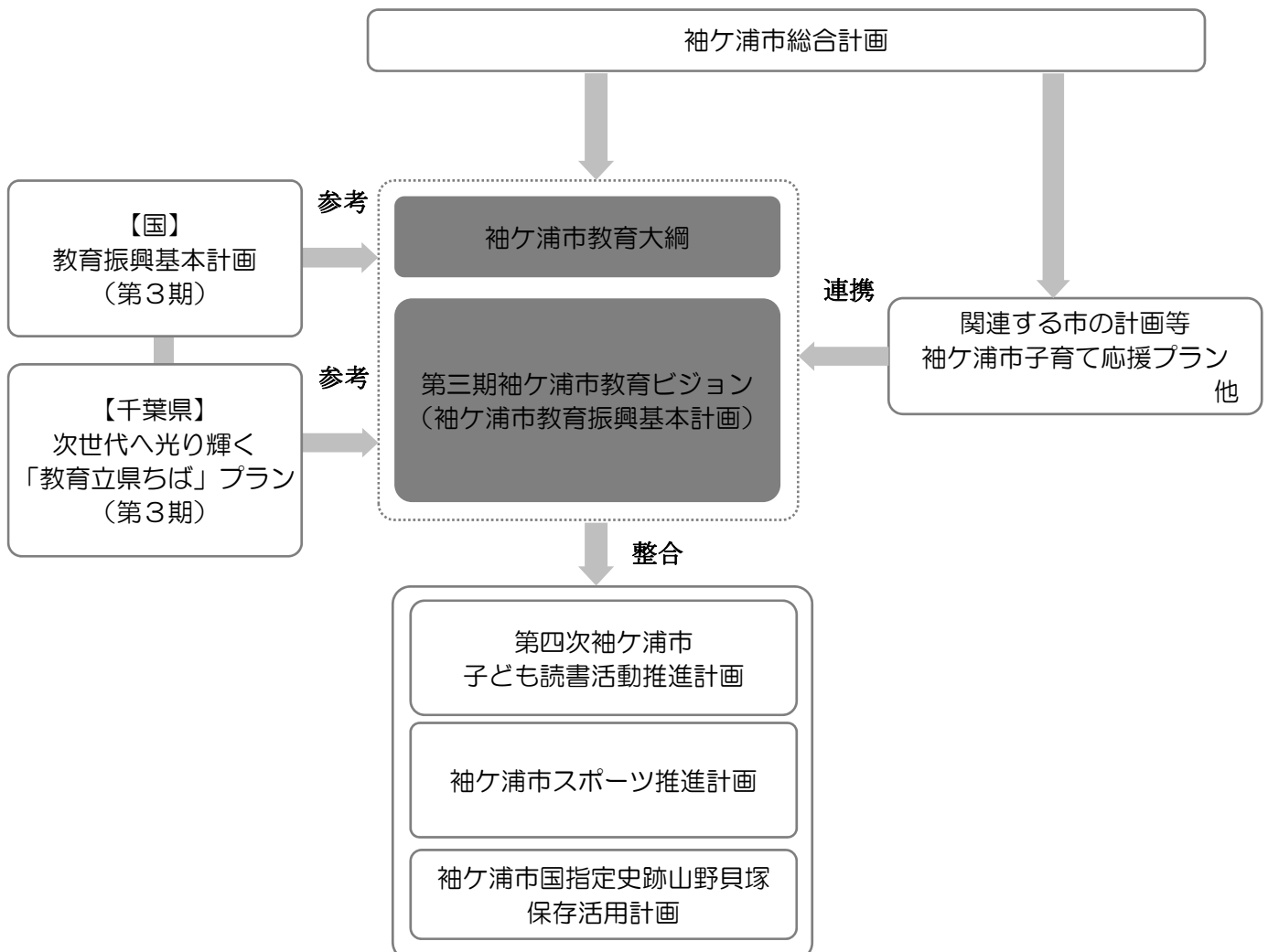
※超スマート社会（Society5.0）：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

2 教育ビジョンの位置付け

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものであり、本市において、目標年度である令和 12 年度までの 10 年間に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。また、本計画は、市を取り巻く社会状況の変化を反映し、国の教育振興基本計画及び千葉県教育振興基本計画を踏まえるとともに、「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画とし、市で策定した他の関連計画と連携を図り、今後の市における教育全体の向上、活性化を目指すものです。

この計画の目標及び施策の方向性は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく、地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」として位置付けます。

教育ビジョンの位置付け



3 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」とのかかわり

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに達成するために掲げた国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

このSDGsを達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市では、「袖ヶ浦市総合計画」においても、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進をすることで、SDGsの達成に貢献することとしております。

本計画では、SDGsの17の目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」及び「目標4を構成する10のターゲット」の達成に貢献することを目指し、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進していきます。

なお、第3章の4において、本計画とSDGsの関係について各施策に関連する10のターゲットを示し、整理しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

この教育ビジョンの期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年間とします。

また、教育環境の変化等に柔軟に対応するために、計画期間を前期と後期のそれぞれ5年に分け、前期計画（第4章参照）期間終了時に5年間を通じて取り組んだ施策について点検・評価を行い、その内容を後期計画に反映します。

5 計画の策定体制

（1）「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン策定委員会・専門部会」

の設置

第三期袖ヶ浦市教育ビジョン策定事務を円滑に進めるために、袖ヶ浦市第三期教育ビジョン策定要綱（参考資料2参照）に基づき、教育部内関係機関により構成する「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン策定委員会」及び「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン専門部会（学校教育部会・生涯学習部会）」を設置し、計画の内容について審議を行いました。

（2）第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査の実施

市民の教育に関する考えや意見をうかがい、計画策定及び今後の教育施策のための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

① 調査対象

	対象者
市民	20歳以上の一般市民（無作為抽出）
保護者	調査対象の小5児童・中2生徒の保護者
教職員	小中学校の教員
小5	小学校5年生
中2	中学校2年生

② 調査期間

令和元年7月1日（月）～7月16日（火）

③ 回収状況

調査区分	発送数（配付数）	回収数	回収率
市民	900	288	32.0%
保護者	1,091	955	87.5%
教職員	316	298	94.3%
小 5	598	584	97.7%
中 2	493	463	93.9%

（3）市民意見交換会の実施

広く市民や教育関係者等の意見を本計画へ反映するために、市内5地区で市民意見交換会を実施しました。第二期教育ビジョンの取組状況及び第三期教育ビジョン策定に伴う市民意識調査報告、今後の本市の教育計画、策定スケジュール等を説明し、参加者との意見交換や質疑応答を行いました。

① 参加者

- ◆自治会（地区自治連絡会役員）
- ◆小中学校長・教頭・幼稚園長（公立） ◆幼稚園・小中学校PTA役員
- ◆学校評議員 ◆地区住民会議*役員
- ◆青少年相談員 ◆総合型地域スポーツクラブ役員
- ◆一般市民（広報そでがうらで公募）

② 開催日程

- 令和2年1月24日（金） 長浦中学校区
- 令和2年1月27日（月） 昭和中学校区
- 令和2年1月31日（金） 蔵波中学校区
- 令和2年2月 4日（火） 根形中学校区
- 令和2年2月 5日（水） 平川中学校区

*地区住民会議：青少年育成袖ヶ浦市民会議の下部組織として、子ども安全パトロールや世代間交流事業等の青少年の健全育成に取り組んでいる組織のこと。

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、令和2年11月18日から令和2年12月25日にかけて、『第三期袖ヶ浦市教育ビジョン』に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。



市民意見交換会（蔵波中学校区）



1 / 教育に関する国の制度改正等

(1) 第3期教育振興基本計画の策定

教育基本法第 17 条に基づき、国は「第3期教育振興基本計画」（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度）を策定しています。この計画では、人口減少・高齢化の進展、人生 100 年時代の到来、急速な技術革新による超スマート社会（Society5.0）の到来など、2030 年（令和 12 年）以降の社会変化を見据え、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を中心的なテーマに、多岐にわたる教育施策を定めています。

(2) 学習指導要領の改訂

新学習指導要領は、小学校では令和 2（2020）年度から実施されており、中学校では令和 3（2021）年度から実施されます。

改訂にあたっては、これまで大切にされてきた子どもの「生きる力」を育むという目標に加え、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指すものとなっています。具体的には、新しい時代を生きる子どもに必要な力を「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性」「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」の三つの柱として整理されました。また、対話的・主体的で深い学びの視点から、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善することが示されています。

(3) 特別支援教育に係る法改正等

平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が改正され、障がいを理由とする差別の禁止を具現化するために、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定、平成 28 年 4 月に施行されました。同法では、障がいを理由に行われる差別や権利を害する行為の禁止や、合理的配慮*の提供が規定されています。

平成 25 年 9 月には、中央教育審議会の報告、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を受け、学校教育法施行令の

*合理的配慮：障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

一部が改正され、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学する」という従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することとされました。

平成29年4月には、文部科学大臣からのメッセージとして、「特別支援教育の生涯学習化に向けて」が出され、障がいのある方が、学校を卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要であるとされました。

(4) 子どもの貧困対策の推進

平成26年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。この法律を受け、平成26年8月に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」では、重点施策の一つに「教育の支援」を挙げ、幼児教育の無償化や高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減、学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援、きめ細やかな学習指導による学力保障などを掲げています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正されたことから、令和元年11月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が見直され、指標が25項目から39項目へと増えました。追加された項目として、ひとり親の正規雇用割合、医療や衣服の困窮経験などが挙げられます。

(5) 社会教育関連法の改正

平成18年の「教育基本法」の改正を踏まえ、平成20年に社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定について、「社会教育法」、「図書館法」、「博物館法」の一部が改正されました。

平成29年には、さらに「社会教育法」の一部が改正され、地域住民の自主的な学びの成果を活用し、学校と協働、連携して子どもの学びや成長を支える「地域学校協働活動」が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村教育委員会が必要な措置を講ずることなどが規定されました。

平成30年3月、文部科学大臣から中央教育審議会に対して、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」諮問がありました。この諮問では、社会教育施設の役割等を含め、人口減少社会において、関係者との連携と住民の主体的な参画のもと、新しい地域づくりを進めるための学習・活動の在り方及び、今後の社会教育の振興方策について検討することとされました。

平成30年12月、中央教育審議会は「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」をまとめました。答申では、今後、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとし、その上で、地域における新時代の社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」が提示されました。

2 教育を取り巻く我が国の状況

(1) 社会経済情勢の急激な変化

グローバル化^{*}や情報通信技術の進展で、様々な文化・価値観が国境を越えて流動化し、変化の激しい先行きが不透明な社会に移行しています。

我が国は少子高齢化の急激な進行、かつ社会的格差等の問題に直面しており、社会的・経済的な事情に関わらず、誰もが等しく質の高い教育を受けることのできる社会の実現が求められています。

(2) 少子化の状況

我が国の人口は減少局面にあり、令和12年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が我が国の総人口の3割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予測されます。また、OECDの予測では、生産年齢人口の割合がOECD加盟国中最下位となっています。

我が国の児童生徒数においても近年減少傾向にあり、平成29年度の学校基本調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となりました。

(3) 高度情報化の進展と技術革新

SNS^{*}の普及や高度情報化の進展、さらにはAI^{*}やIoT^{*}等の急速な技術革新により、大きく変化した人々のライフスタイルや価値観に対応した教育や学習機会の提供が必要になります。インターネットをはじめ、様々な情報が氾濫している現代において、その中から必要な情報を取捨選択し分析・加工して知識として活用していくことが求められています。情報に対しての社会的な理解を深め、自分自身と社会の関わりの中で、自制心を持ちつつ、適切に判断し活用する能力と態度を身に付けることが重要です。

^{*}グローバル化：政治・経済・文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

^{*}SNS：Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略。Facebook LINE ツイッター等の人と人のつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。

^{*}AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略語。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を、人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

^{*}IoT：Internet of Thingsの略語。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。

(4) 子どもの学力について

我が国の児童生徒の学力の現状は、全国学力・学習状況調査結果において学力の底上げが図られており、各種国際調査においても引き続き世界トップレベルであることが明らかになっています。

一方で、判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・説明する力などに関しては課題が指摘されています。また、学ぶ楽しさを実感したり、自分の判断や行動がより良い社会づくりにつながるといった意識を持つことが、国際的に見て相対的に低いことが指摘されています。

OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA2015)

	2000	2003	2006	2009	2012	2015
科学的リテラシー			3位 /30か国	2位 /34か国	1位 /34か国	1位 /35か国
数学的リテラシー		4位 /30か国	6位 /30か国	4位 /34か国	2位 /34か国	1位 /35か国
読解力	8位 /28か国	12位 /30か国	12位 /30か国	5位 /34か国	1位 /34か国	6位 /351か国

(5) 子どもの心の育成について

平成28年10月開催の第38回教育再生実行会議の資料では、日本の子どもは、自己肯定感・自己有用感が諸外国に比べて低いとされています。

また、地域社会の教育力の低下や実体験の不足により、コミュニケーション能力、規範意識、社会性等の低下を招いているとも指摘されています。

小中学校においては、不登校児童生徒は依然として相当数に上り、いじめにより重大な被害が生じた事案も発生しています。そのため、道徳教育のより一層の推進や、家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

(6) 子どもの体力について

国の「第3期教育振興基本計画」では、子どもの体力が昭和60年頃と比較すると低下しており、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向がみられます。

食習慣の乱れなど、現代における健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要になっています。

子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、体力・運動能力の向上や食育に取り組んでいくことが求められています。

(7) 在留外国人の増加

外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新たな在留資格の「特定技能」を盛り込んだ「改正出入国管理法」が平成31年4月に施行され、今後、在留外国人の増加が予想されます。

外国籍の子どもや、両親のいずれかが外国籍である子どもについては、ともに増加傾向にあり、その母国語の多様化や日本語習熟度に合わせた対応が求められます。

(8) 大規模災害と感染症拡大からの教訓

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、令和元年の千葉県全域に大きな災害をもたらした台風など、災害からの復旧、復興に向けた取組の中で培われた助け合いやボランティア精神など、人々や地域とのつながり（絆）の重要性が再認識されました。

災害に対応するには、防災についての正しい知識を身に付けるとともに、自分の身を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要となります。

学校と家庭、地域、行政が連携・協力し、防災教育や防災訓練を実施するなど、平素から防災や災害発生時の適切な対応について学び、災害に備えることが必要になります。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に拡大し、我が国においても、臨時休校や社会教育・社会体育施設の休館を余儀なくされました。感染症の拡大を防ぐための様々な対策を日常生活に取り入れる「新しい生活様式」を身に付けるなど、柔軟に対応することが求められています。

(9) 地域コミュニティや家庭の状況の変化

都市部では、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの機能低下が懸念されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立する可能性もあります。

家庭では、三世帯世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が増加するなど家族の形態が変化しています。

令和元年度版『男女共同参画白書』によると、昭和55年以降、共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は「共働き世帯数」が「男性雇用者と無業の妻からなる世帯数」を上回り、平成24年頃からその差は急速に拡大し、平成30年には、共働き世帯が1,219万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる世帯が606万世帯となっています。

家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの成長過程において社会性や自立心などの課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

3 袖ヶ浦市の教育を取り巻く現状と課題

「第二期袖ヶ浦市教育ビジョン」の振り返り

第二期教育ビジョンの体系に基づき、基本目標及び施策の方向性ごとに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく毎年の点検評価や統計データ、第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査等を踏まえて、これまでの振り返りとして成果と課題を整理します。

基本目標 1 地域全体で子どもを育む環境づくりの推進

(1) 「学校・家庭・地域の連携強化による地域の教育力の向上を図ります」についての課題

第二期教育ビジョンの方向性	学校・家庭・地域・企業が連携し、地域全体で心と体のたくましい「がうらっ子」の成長を支える環境づくりを推進します。
1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所づくりを目指し、異学年交流等を通して、学年を超えた仲間関係の構築を図り、また、様々な体験の場、地域住民とのふれあいの機会を提供した。課題としては、地域住民とより一層連携する必要がある。 ・地区住民会議等による安全パトロール活動等を積極的に支援し、青少年の非行防止と安全啓発に貢献した。また、地区住民会議では、デイキャンプなどの非日常体験も実施し、団体間の連携を図るなど、地域全体で子どもを育む活動に取り組み、教育力の向上に努めた。 ・学校支援ボランティア登録者数が増加し、地域ぐるみで学校を支援する体制の充実が推進された。 ・子どもたちが学校で学ぶことができない体験等を、わんぱくクエストや放課後子ども教室で提供し、いずれも高いニーズや満足度を示している。 ・地域参加の少ない青年層が主体となって運営する「ねがたオープンキャンパス（ねこまる）」では、地域住民の交流を図ることができた。 ・公民館・博物館では、学校と連携した取組を実施し、子どもが地域について学んだり、世代間交流の場を作る等の支援を行うことができた。その一方で担い手の高齢化や、内容の見直し、充実を図る必要がある。
2 各種データ等調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年） ・教育全般について、目指すべき姿として、＜市民＞では、「学校・家庭・地域で連携・協力をして、社会全体の教育力を向上させる」が60.7%で最も多くなっている。 ・地域社会における教育が担う役割として、＜市民＞では、「社会のルールやマナーなどを教えること」が63.2%で最も多く、以下「様々な危機から子どもを守ること」（39.6%）、「自然体験や社会体験の場を与えること」（33.3%）の順で続いている。
3 第三期教育ビジョンに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材をより広く掘り起こし、学校のニーズに合ったボランティアを募るとともに、学校とボランティア双方にとって、その活用に係る障壁を下げる仕組みづくりが必要である。 ・子どもが社会性を身に付けるために、世代間交流が図られる場を恒常的に設置することが必要である。そのため、地区住民会議の各種事業の充実を図り、子どもたちに地域交流ができる場を提供していく必要がある。 ・放課後子ども教室について、コーディネーターの確保といった、長期的な運営体制のための組織整備の検討や、地域住民等のボランティアの拡充に努めていく必要がある。

(2)「家庭の教育力の向上を図ります」についての課題

<p>第二期教育ビジョンの方向性</p>	<p>教育の原点でもある家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、家庭教育の主体性を尊重し、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関で連携して進め、家庭の教育力の向上を図ります。</p>
<p>1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から就学前の子どもを持つ保護者を対象とした（乳）幼児家庭教育学級では、学習者のニーズを取り入れながら保護者同士の交流を深めた。多くの保護者に参加してもらうために、対象を2歳以上の幼児を持つ保護者から0歳以上の乳幼児を持つ保護者に広げ、開催方法の見直しや共働き世帯や父親の参加を可能とするため土日の開催などの取組を行った。仲間づくりの面では、一定の成果を上げたが、座学など子育てに関する学習内容の場合は、参加者が減少する傾向にある。 ・小学生を持つ保護者を対象とした地域家庭教育学級では、子どもに対する理解を深め、参加した保護者の交流を図ることができた。 ・家庭教育推進協議会では、年に数回開催し、家庭教育学級を円滑に進めるために課題を協議検討し、関係機関で情報共有と連携強化を図った。 ・乳幼児からの読書活動を推進するため、市内の4か月児を対象にブックスタートを行い、乳幼児期からの読書に親しむ環境を作り出すことができた。ブックスタート対象者の増加など、ブックスタートボランティアの負担が大きくなってきている。
<p>2 各種データ等調査結果</p>	<p>○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力の向上を図るために力を入れるべきこととして<市民>では、「学校と家庭との連携を強化する」（46.9%）、「育児や家庭教育について身近に相談できる人や窓口を充実させる」（41.3%）が多くなっている。また、<保護者>では、「学校と家庭との連携を強化する」（40.1%）が最も多い。
<p>3 第三期教育ビジョンに向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育推進協議会では、講座や保育等の実施方法等を協議し、多くの保護者が参加し、効果的に学習できる家庭教育学級の運営を検討していく。 ・家庭教育学級については、保護者が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させる必要がある。

(3)「地域の拠点づくりを推進します」についての課題

<p>第二期教育ビジョンの方向性</p>	<p>生涯学習の拠点である公民館において、子どもの交流の場や学習機会の提供に努めるとともに、学習施設として地域の子どもたちが気軽に利用できるような拠点づくりに努めます。</p> <p>また、地区住民会議や総合型地域スポーツクラブの活動の充実に向けた支援を行います。</p>
<p>1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館における青少年事業を通して、子どもに学校や家庭では体験することのできない様々な活動の機会を提供し、学年を超えての交流、チャレンジ精神や協調性などを養うことができた。また、地域の若者が地域の子どものために活動する取組が始まるなど、公民館が地域の拠点、多世代交流の場となる動きも見られる。 ・地区住民会議を支援することにより活動の充実と情報の共有を図ることができた。しかし、協力者が固定化し、高齢化が進んでいる。

2 各種データ等調査結果	<p>○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの認知について<市民>は、「知っており、参加している」が5.2%、「知っており、今後参加したい」は7.3%に止まっている。一方、「知っているが、参加する予定はない」は28.5%、「知らない」が55.9%で、最も多くなっている。 <p>○令和元年度 袖ヶ浦の教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館の利用件数は利用人数ともにほぼ横ばいであり、平成30年度は、利用件数18,136件、利用人数は320,048人であった。 ・図書館の市民一人当たりの貸出件数は8.6点であった。
3 第三期教育ビジョンに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館における青少年事業について、子どもにとって必要な体験・学習機会を提供し、子どもが興味や関心が持てるよう工夫し、学ぶ意欲等を育てていく必要がある。 ・地区住民会議は、協力者が固定化し、高齢化も進んでいる。 ・総合型地域スポーツクラブの認知度が低く、知っていても今後の参加意向も低いことから、内容や魅力についてより周知させる工夫が必要である。

基本目標2 夢をもち心豊かなたくましい子どもの育成

(1) 「生きる力」の基礎を培う幼児教育を推進します」についての課題

第二期教育ビジョンの方向性	<p>幼児一人ひとりの発達の段階に応じ、生活や遊びを通じて、健やかな心と体を育み、道徳心を芽生えさせるなど、「生きる力」の基礎を培うため、幼児教育の充実と特色ある幼稚園づくりを推進します。</p> <p>また、幼児の発達や学び、指導の連続性を重視し、幼稚園・保育所・小学校間の縦横の連携を促進します。</p> <p>さらに、核家族化や少子化の進行に伴う保護者の子育てに関する不安を解消するため、多様なニーズに応える子育てに対する支援体制の充実を図ります。</p>
1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の統合に向けては人的・物的課題の他に、特色ある教育活動など教育内容のすり合わせを実施し、令和元年度から市立幼稚園を統合した。統合後も、それぞれの幼稚園の特色を引き継ぎ、幼児教育の提供を行っている。 ・「袖ヶ浦市幼児カリキュラム」を策定したことにより、保育・幼児教育の共通的な教育指針を持つことができ、小学校へのなめらかな就学へとつながっている。
2 各種データ等調査結果	<p>○子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）（平成30年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日、定期的にご利用している施設は、「認可保育所（園）」の割合が58.1%、次いで「幼稚園」の割合が28.1%と、平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（園）」「認定こども園[※]」の割合が増加し、一方で「幼稚園」の割合が減少している。また、今後利用したい施設は、「認可保育所（園）」「幼稚園」の割合が共に約5割となっているが、平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（園）」の割合が増加している一方、「幼稚園」の割合が減少している。
3 第三期教育ビジョンに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援新制度」のもと、保育所・幼稚園・認定こども園という教育・保育施設がそれぞれの特色を生かしながら、質の高い教育・保育を効果的に提供するとともに、幼保連携、さらには、小学校へのなめらかな接続を目指すための体制づくりを進める必要がある。

※認定こども園：幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2歳の子どもについては、保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い、3～5歳の子どもについては、保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育を一緒に行う。

(2) 「生きる力」を育む学校教育を推進します」についての課題

<p>第二期教育ビジョンの方向性</p>	<p>子どもが生きていることに喜びを感じながら、生涯にわたり学習活動を受け、社会の一員として個性を伸ばしながら自立していくための基礎を学校教育で身に付けられるよう、基礎・基本の確実な習得による確かな学力の向上、豊かな人間性を育む心の教育の充実、健康や体力の増進など、「生きる力」の育成に努めます。</p> <p>また、学校生活全般にわたり生徒指導の機能の充実を図るとともに、教育相談体制及び不登校等の子どもへの支援と特別支援教育の充実を図り、一人ひとりが持つ可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。</p> <p>さらに、伝統文化、郷土を学ぶ教育を推進し、明日の「そでがうら」を愛し、次代を担う市民の育成を図ります。</p>
<p>1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな心の育成のため、社会体験活動、自然体験活動、読書活動等を各学校が教育課程に適切に位置付けることができた。 ・基礎学力向上支援教員の配置により、個別指導を充実させることや、校内研修の充実により、各学校が指導方法の改善を進め、児童生徒の学ぶ意欲の向上へつなげることができた。 ・新体力テストの結果を県平均と比較すると、小学校を中心に握力、立ち幅跳びの数値が低くなっている。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査より、「運動が好きか」というアンケートに対して、市内児童生徒の「好き」と回答した割合が国や県に比べて、低い現状にある。新学習指導要領で求められる学力観に立ち、運動やスポーツに親しむ児童生徒の育成を図れるよう授業改善を進めていく必要がある。 ・武道教育において、地域連携指導者が高齢化しており、今後の事業継続が危惧される。 ・児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、食に関する指導を概ね全学級で年2時間以上実施できた。 ・児童生徒の抱える課題の多様化に対応するため、教育相談体制及び特別支援体制の更なる充実が必要である。 ・各小中学校で積極的に地域の人材や郷土博物館を活用し、社会科や総合的な学習の時間を中心に地域の歴史・伝統文化など、郷土を学ぶ教育の充実を図る必要がある。
<p>2 各種データ等調査結果</p>	<p>○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理想の学校として、＜小5＞では、「学校の活動で、いろいろな体験をする機会がもっと増える」が39.4%で最も多い。一方、＜中2＞では、「学校にいるとほっとしたり、楽な気持ちになれる」が36.9%で最も多い。 <p>○令和元年度 全国学力・学習状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 【小学校・国語】図表やグラフなどの資料を用いた目的を捉えることに課題が見られる。 【小学校・算数】計算を能率的にするための工夫について、考察したり、説明したりすることに課題が見られる。 【中学校・国語】話し合いの話題や方向を捉えて的確に話したり、相手の発言を注意して聞いたりして、自分の考えをまとめることに課題が見られる。 【中学校・数学】資料を整理した表から最頻値を読み取ることに課題が見られる。 【中学校・英語】話の内容や書き手の意見などを捉え、表現することに課題が見られる。 <p>○平成30年度 新体力テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、男女とも「上体おこし」「長座体前屈」がほとんどの学年で県平均を上回る。また、男子は全学年で「ソフト・ハンドボール投げ」が県平均を上回る。一方、「立ち幅跳び」は県平均を下回った学年が多い。 ・中学校では、男子がすべての項目で県平均を上回っている。

3 第三期教育ビジョンに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・よりよい学校運営を進めていくためには、外部支援員など地域資源を活用するとともに、保護者や地域住民の意見を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが必要である。 ・研修・講座の内容を充実し、経験の少ない若年層教員を含めた、教職員の指導力向上を図ることが重要である。 ・アンケートから「運動が好き」と回答した割合が国や県に比べて低い現状にある。運動やスポーツに親しむ児童生徒の育成を図れるよう授業改善を進めていく必要がある。 ・「心の状態が不安定」「対人関係がうまくいかない」という問題を抱えている児童・生徒も多くなっているため、学校が「ほっとしたり、楽な気持ちになれる」場所であることが求められている。子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、学校だけではなく、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を総合的に推進していくことが必要である。 ・食に関する指導について、学校や家庭、関係機関が連携し、正しい食習慣やマナーを身に付け、食への関心が深まる取組を推進していく必要がある。
-------------------	---

(3)「社会の変化に対応する学校教育を推進します」についての課題

第二期教育ビジョンの方向性	<p>高度情報化、国際化、環境の変化などの社会の変化に対応する教育に力を入れることにより、自らの生活や将来を考える力を高め、意欲と実践力をもった子どもの育成を目指します。</p>
1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校司書の配置により、司書教諭との連携を通して、探究型の学力を育む読書教育を推進することができた。 ・情報モラル教育では、全学級で実施することができた。 ・タブレット端末の普及により、普通教室でインターネット等を利用した学習が可能となったが、さらに活用するため、コンピュータ室の特性を生かした指導方法を研究する必要がある。 ・外国語指導助手の幼稚園・小中学校への配置により、コミュニケーションを充実させ、国際理解教育を推進することができた。
2 各種データ等調査結果	<p>○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の学校における児童、生徒の生活の問題点についての設問で、「心の状態が不安定な児童、生徒が多い」（72.5%）、「対人関係がうまくいかない児童、生徒が多い」（71.8%）が70%を超え、以下「夜ふかしなど生活リズムが崩れている児童・生徒が多い」（56.4%）、「家庭環境の不安定な児童、生徒が多い」（48.7%）の順で続いている。 <p>○令和元年度 全国学力・学習状況調査</p> <p>【生活習慣や学習環境に関する質問紙調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」「新聞を読んでいる」と答えた割合が全国平均を下回っており、社会への関心の低さがうかがえる。 <p>○市民意見交換会からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・去年台風があり、災害が社会教育や学校教育の共通のテーマになるのではないかと思う。 ・今の子どもは、仮想世界で生きている子どもが多い。今、実体験をさせることが大事であり、実体験ができる計画やプログラムが必要である。 ・コミュニケーション能力の向上を盛り込んでほしい。

3 第三期教育ビジョンに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが1人1台情報端末を持つなどICT*環境を整備し、一人ひとりの資質・能力を公正に育成することが必要である。 ・教職員（若年層教員を含む）の指導力向上のため、研修の充実を図ることが必要である。 ・「心の状態が不安定」、「対人関係がうまくいかない」など問題を抱えている児童生徒が多いことから、学校・地域・家庭及び関係機関が連携し、情報を共有してきめ細やかな支援をしていくことが必要である。 ・子どもの伝える力を伸ばすため、学校のみならず、地域や家庭との連携・協力した取組を計画的に進め、「確かな学力」を育成することが必要である。 ・児童生徒の情報活用能力の育成及び学校の情報化を図るために、ICT活用の効果的な学習を推進していくための取組が必要になる。
-------------------	--

(4)「学校の教育力の向上を図ります」についての課題

第二期教育ビジョンの方向性	<p>教科などの専門性を高めるための研究や研修の充実を図るほか、教職員の大量退職期を念頭に世代交代を想定し次代を担う教職員の育成に取り組めます。</p> <p>また、子どもの発達や学び、指導の連続性を持たせるために、幼稚園・保育所・小中学校の連携を推進します。</p> <p>さらに、教職員が子ども一人ひとりに向き合える環境づくりを進めるとともに、積極的な情報公開と学校評価の活用及び学校運営の改善を図り、学校の教育力の向上を目指します。</p>
1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善ハンドブックを校内研修等で活用し、授業改善に向けた教職員の意識向上を促すことができた。 ・経験の少ない若年層教員等の割合が増加しており、学習指導、生徒指導等に関する指導力向上が課題である。若年層教員の指導力向上のため、引き続き、研修の充実を図ることができるよう講座の内容や受講人数等について吟味する必要がある。 ・新学習指導要領や特別の教科道徳に対応した研修を引き続き充実させ、教職員の指導力向上に努める。 ・様々な方法により時間外勤務の縮減に努めた結果、一定の成果はあがったが、今後も教職員の業務改善と意識改革の両面から継続して取り組んでいく必要がある。 ・校務支援システム*の活用、部活動ガイドラインの適正な運用、タイムカードによる勤務時間の把握、行事の見直し等により、継続して業務改善と意識改革を図っていく必要がある。
2 各種データ等調査結果	<p>○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の授業内容の理解度については、＜小5＞では、「よくわかる」が38.5%で、これに「だいたいわかる」51.9%を合わせた『理解できる』は90.4%を占めている。一方、「半分位わかる」は7.4%、「あまりわからない」は1.7%に止まっている。また、＜中2＞では、「よくわかる」が20.3%で、これに「だいたいわかる」54.6%を合わせた『理解できる』は74.9%を占めている。小5、中2ともに、「よくわかる」、「だいたいわかる」の“理解できる”割合が増加している。
3 第三期教育ビジョンに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員がその本来の役割である、子どもとじっくり向き合う時間を確保するために、さらなる学校経営改革に取り組み、学校における働き方改革を力強く推し進めていく必要がある。

*ICT：(Information and Communication Technology)情報通信技術を指し、主に、情報の収集や処理のための技術や、情報や知識などの共有を図るためのコミュニケーション技術のこと。

*校務支援システム：小中学校をネットワークでつなぎ、学校業務を円滑に進めているシステムのこと。教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有している。

(5) 「安全・安心で質の高い教育環境を整備します」についての課題

<p>第二期教育ビジョンの方向性</p>	<p>学校施設の整備については、校舎及び屋内運動場の耐震化が完了したことから、今後は、吊天井等の非構造部材の耐震化対策や老朽化した設備の改修、学校環境の改善等について計画的に進めていきます。</p> <p>国際化や情報化社会が急激に進展する中で、児童生徒の情報活用能力を育む学校ICT化を推進し質の高い教育環境の整備を進めます。</p> <p>また、社会的、経済的格差の進行が指摘されている中、家庭状況に左右されることのない教育機会の均等を図るために、要保護・準要保護の児童生徒に対する援助費の支給や奨学金の貸付等の支援を行います。</p>
<p>1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に学校トイレ洋式化等の改修を行い、衛生的で良好な教育環境の整備を進めた。 ・老朽化した外壁及び屋根の改修、吊天井等耐震対策工事を行い、安全・安心な教育環境を整備した。 ・普通教室等に空調設備を設置し、質の高い教育環境を整備した。 ・幼稚園・小中学校にスクールサポーター*を派遣し、子どもの安全を守る方策を強化した。 ・学校給食衛生管理基準の遵守など、衛生管理を徹底することで、学校給食における食中毒等の発生は無く、安心安全な学校給食を提供することができた。また、平成27年4月に策定した学校給食食物アレルギー対応マニュアルに基づき、卵乳除去食や詳細献立表の提供など学校や保護者、学校給食センターが連携して組織的に対応することで、食物アレルギーの事故を防止することができた。食物アレルギー対応者数は年々増加してきているため、学校給食による事故が発生しないよう、確実な対応が求められている。 ・各教科の年間指導計画の中に、学校図書館や図書物流の活動計画を位置付けることで、読書教育活動の推進を図っている。 ・各小中学校に学校司書を配置することで、学校図書館の機能の充実や環境整備を進めることができた。 ・無線LANを校舎内に整備して、校内のどこからでもインターネットにアクセスできるようにした。 ・昭和57年の制度施行以降安定した貸付制度を維持し、就学が困難な家庭の子どもへの就学支援を行った。
<p>2 各種データ等調査結果</p>	<p>○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の学校で特に良いと思うところについては、＜市民＞では、「わからない」が39.2%で最も多く、「施設や設備など、教育環境が整備されている」が35.4%で次いでいる。
<p>3 第三期教育ビジョンに向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き計画的に学校トイレ洋式化等の改修を行う必要がある。 ・老朽化が進んでいる外壁及び屋根の改修を計画していく必要がある。 ・学校給食の質や安全性への要望が高まる中で、安全で良質な食材の使用や調理における衛生管理の徹底など、食中毒等の事故防止への取組は今後も重要である。また、食物アレルギーを有する児童生徒が増加していることから、安心して給食を喫食できるよう、確実な対応が必要である。 ・奨学資金貸付制度について、安定した事業継続を行い、就学が困難な家庭への支援と教育の機会の均等を図る。

※スクールサポーター：警察署と学校、地域とのパイプ役として、少年の非行防止や児童生徒の安全確保に従事する職員のこと。具体的には、警察署との定期的な情報交換、市内学区のパトロール、市内幼稚園・小中学校における不審者対応訓練の指導等に従事している。

基本目標3 市民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援

(1) 「生涯学習推進体制の充実を図ります」についての課題

<p>第二期教育ビジョンの方向性</p>	<p>生涯学習社会の実現のため、行政と市民の連携・協力のもとに、市民の生涯学習活動を支援するネットワークの整備・充実に取り組みます。</p> <p>また、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、生涯学習情報の収集・提供や相談窓口を充実させるとともに、生涯学習ボランティアや関係団体と連携し、市民の生涯学習活動を支援します。</p>
<p>1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育を推進する市民リーダーとして社会教育推進員を社会教育機関に配置し、協働して各種事業を実施することができた。その反面、少子高齢化や定年延長など社会状況の変化に伴い、人材の確保に苦慮している。 ・生涯学習ボランティアにより、地域における社会教育の推進や市民の学習機会の確保が図られた。社会教育推進員と同様の理由で、人材の確保に苦慮している。
<p>2 各種データ等調査結果</p>	<p>○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動の実施状況では、「趣味、教養に関するもの（音楽、美術、芸能、歴史、読書など）」が34.7%、「健康づくりやスポーツに関するもの」（29.9%）、「家庭生活に関するもの（料理、編み物、ガーデニング・ミニ菜園など）」（20.5%）となっている。なお、「生涯学習活動は行っていない」が35.1%となっている。 ・生涯学習活動を行っていない理由について、「仕事や家事、学業が忙しく時間が取れない」が53.5%で最も多く、「きっかけがつかめない」（23.8%）、「特に理由はない」（20.8%）となっている。また、「必要な情報がなかなか入手できない」及び「一緒に学習や活動を行う仲間がいない」が前回調査時と比べて増加傾向にある。
<p>3 第三期教育ビジョンに向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人生100年時代を見据え、年齢や障がいの有無等に関わらず、すべての人の学習意欲に応えられるよう、多様な学習機会を提供する必要がある。 ・一人ひとりの学習成果などを地域課題の解決や地域づくりに生かす取組を推進する必要がある。

(2) 「人と人をつなぐ社会教育の充実を図ります」についての課題

<p>第二期教育ビジョンの方向性</p>	<p>公民館等の社会教育機関での学習活動を充実させ、継続した学習活動を地域のまちづくり活動に発展させていくための仕組みづくりに取り組むとともに、市民の学習ニーズに対応できる施設・機能の整備充実を努めます。</p> <p>また、家庭での教育力向上を支援するため、子育てに関する学習の機会を充実させるとともに、地域の子育て経験者や関係団体と連携し、地域全体で子どもを育てる環境づくりに取り組みます。</p> <p>図書館では、市民に親しまれる図書館運営に努めるとともに、より利便性の高い電子情報の発信や、高齢化社会に対応した情報事業の充実、学校図書館との連携強化、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動の推進に取り組みます。</p>
<p>1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館まつりをはじめ、サークル発表会やロビー展示の開催により、各団体の活動内容を多くの人へ伝えることができ、サークルがより主体性を発揮し、活動の活性化を図ることができた。 ・公民館等において、社会教育関係団体が活発に活動を展開している反面、少子高齢化などによる会員の固定化が進んでいる。 ・市民三学大学講座では、市民の多種多様な学習ニーズに対応するために、アンケートの活用や他部署との連携によるテーマ設定などにより、市民の生涯学習に対する意欲を向上させる機運を高めることができた。

1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座では、「災害」をはじめとして身近な気付きをきっかけにしたテーマで、参加者が自ら講師となる機会を設けるなど学習の輪が広がっている。 ・図書館では積極的なPRにより、市民の新規登録利用者が増えている。また、ボランティアとの連携により読書普及事業が充実し、講座等の参加者が増加した。課題としては、20代から50代の勤労世代の図書館利用が少なく、貸出冊数が減少していることから、積極的な働きかけが必要である。また、子育て世代の転入者が増加している地域と、高齢化が急速に進行している地域があるため、地域ごとのニーズを把握する必要がある。 ・市民会館・公民館等の吊天井等耐震対策工事、外壁屋根等改修などを行い、来館者の安全を確保するとともに、避難所としての防災機能強化を図ることができた。
2 各種データ等調査結果	<p>○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習を盛んにするために力を入れるべきこととしては、「公民館・図書館の講座の種類や回数を充実させる」が26.4%で最も多い。
3 第三期教育ビジョンに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の主体が市民であることを踏まえ、学習成果を地域に還元する仕組みづくりや地域の人材を活用し、多種多様な学びを支援する必要がある。 ・市民が安心安全に社会教育施設等を利用できるよう適正な維持管理に努める必要がある。

（3）「地域に根ざす文化・芸術活動を推進します」についての課題

第二期教育ビジョンの方向性	<p>市民が自主的・主体的に文化・芸術活動ができるための環境づくりを推進します。また、文化・芸術活動団体の中には、後継者の不足が問題となっている団体もあるため、その活動に対して支援を行い、団体の活性化を図ります。</p> <p>そして、より多くの市民が、文化・芸術活動に対する理解を深めることができるよう、市内で気軽に優れた文化・芸術に接する機会の充実を図り、これらの活動を通して、地域に根ざした文化・芸術活動を推進します。</p>
1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民芸術劇場や袖ヶ浦美術展の開催費用の補助を行ったほか、各団体が行う文化・芸術活動を後援した。 ・今後、高齢化による活動者の減少が懸念され、活動を新たに行おうとする市民が少ないことが課題である。文化・芸術に興味を持ち、自ら活動をしたいと考える市民を増やすために、文化芸術活動に触れる機会をさらに充実する必要がある。
2 各種データ等調査結果	<p>○袖ヶ浦市まちづくりアンケート報告書（平成29年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の52施策のうち「文化・芸術」における満足度と重要度は、昭和地区、中川・富岡地区において最も低くなっている。
3 第三期教育ビジョンに向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的・主体的に文化・芸術活動を行えるよう支援をするほか、展示や発表・体験の機会の拡充を図る必要がある。 ・文化芸術団体の育成と支援を図る必要がある。

(4) 「郷土の歴史と文化の保存・継承に努めます」についての課題

<p>第二期教育ビジョンの方向性</p>	<p>重要な文化財については、市の指定文化財として保護の措置を図るとともに、保存管理などには必要な支援を行い、恒久的な保存に努めます。また、文化財の重要性や価値などを広報し市民の理解と興味関心を深めます。</p> <p>さらに、地域に受け継がれた伝統文化の後継者育成を推進するとともに、継承のための活動を支援します。</p> <p>郷土博物館は、これまでに蓄積された地域資料の情報や調査研究活動の成果を活用して、個性あふれる展示や教育普及事業を行うことで地域の魅力を市民に発信し、郷土愛の育成を促します。また、利用者の多様なニーズに応え、市民の地域交流・世代間交流を促進する、知と文化の交流ステーションを目指します。</p> <p>市民学芸員・博物館友の会員をはじめとした様々な博物館の理解者・利用者と協働して、より魅力あふれる博物館の在り方を追求します。</p>
<p>1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の文化財については、調査を実施し、特に重要なものについては、市指定文化財等への指定を行ってきた。未指定文化財についても、近年の社会的変化や災害により失われることが危惧されることから、さらに調査を進め、保存・活用を行う必要がある。 ・指定及び未指定の文化財について、現状を調査し、詳細を把握する必要がある。 ・国史跡山野貝塚については、これまで行ってきた講演会やパンフレットの配布等の取組により、市民の間にも周知が進んでいる。 ・伝統文化の継承についても、継承団体活動支援や、周知を図るため民俗芸能発表会の開催を行ってきたが、後継者の育成にはつながっていない。今後も新しい担い手を得るためにもさらなる周知活動を行う必要がある。 ・郷土博物館は、地域の資料と情報の拠点として周知されてきている。 ・市民学芸員との協働により、ミュージアムフェスティバルや博学連携*事業など充実した博物館活動が展開されている。しかしながら、市民学芸員の高齢化により、新たな人材の確保・養成を行う必要がある。
<p>2 各種データ等調査結果</p>	<p>○袖ヶ浦市まちづくりアンケート報告書（平成 29 年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在参加していない市民における地域社会に貢献する「参加したい活動」では、「歴史・伝統・文化の伝播・継承活動」は 9.8%と最も低くなっている。
<p>3 第三期教育ビジョンに向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の未指定文化財についての調査・記録を実施し、市内文化財の把握に努める。また、調査の過程で得た成果について、広く市民に公表、活用することで、市民の文化財についての興味関心を高め文化財保護意識の向上につなげる。 ・郷土の歴史・文化や風土を大切に、ふるさとを誇りに思う心を育むために、市内の伝統文化の価値や魅力を伝え、積極的に保護し活用していくことが必要である。 ・伝統文化の継承については、後継者の減少という問題が解消されていないため、支援を充実させる必要がある。 ・郷土博物館事業について、引き続き市民学芸員の養成に努めるとともに、体験学習に特化したミュージアムサポーターの育成なども検討する必要がある。

※博学連携：博物館と学校が相互に連携・協力して子どもの教育を進める取組のこと。

(5)「ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を図ります」についての課題

<p>第二期教育ビジョンの方向性</p>	<p>子どもから高齢者まで、さらには障がいの有無に関わらず市民一人ひとりが生涯にわたり、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実を目指します。</p> <p>また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、これを契機にオリンピック教育を含めた幅広いオリンピック・パラリンピックに関する活動を積極的に推進します。</p>
<p>1 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの会員数について、新たな活動の導入、イベント開催、ホームページやチラシの配布等の広報活動などにより、昭和・長浦地区の2クラブで増加したが、根形・平岡・中富地区の3クラブでは減少してしまい、全体としては減少傾向である。 ・各スポーツ施設において、老朽化が進み、利用者の安全・安心を確保するために適正な維持管理が必要となっている。
<p>2 各種データ等調査結果</p>	<p>○第三期教育ビジョン策定にかかる市民意識調査（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この1年間に平均して行った運動やスポーツの頻度については、〈市民〉、〈小5〉及び〈中2〉ともに、「毎日」と回答した生徒が増加している。また、〈市民〉及び〈中2〉では、「週1回以上」も増加している。 ・スポーツ振興のために力を入れるべきこととして〈市民〉に聞いたところ、「健康・体力づくり教室等の開催」が47.2%で最も多く、以下「高齢者・障がい者のための運動・スポーツ活動の推進」(28.5%)、「既存の公共スポーツ施設の整備・充実」(27.1%)の順で続いている。「スポーツ教室の開催」及び「運動・スポーツ指導者の養成・派遣」が減少しているが、その他の項目では増加している。また「健康・体力づくり教室等の開催」については、半数が望んでいる。 ・総合型地域スポーツクラブの認知について〈市民〉は、「知っており、参加している」が5.2%、「知っており、今後参加したい」は7.3%にとどまっている。一方、「知っているが、参加する予定はない」は28.5%、「知らない」は55.9%となっている。 <p>○市民意見交換会からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合型地域スポーツクラブ」の認知度が低く、また、会員数も伸び悩んでいる。
<p>3 第三期教育ビジョンに向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの活動支援を進め、市民誰もがライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備を促進する必要がある。 ・「する・みる・ささえる」スポーツ※など、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域の活性化を推進する必要がある。

※「する・みる・ささえる」スポーツ：
「する」とは、スポーツを行うこと。
「みる」とは、スポーツを観戦すること。
「ささえる」とは、スポーツを行う人を支えること。



1 / 教育ビジョンの基本目標

未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり

本市では、第二期教育ビジョンの基本目標を「明日を拓く 心豊かな たくましい 人づくり」とし、夢のある豊かな未来の実現に向け、「たくましく豊かな心」を育む教育を推進してきました。

将来を担う子どもには、今後も様々に変化していく社会の中で、明日に夢を抱き、その実現に向けて力強く未来を切り拓いていく「生きる力」と人としての優しさを兼ね備えた「心の豊かさ」が必要だと考えます。

また、人生 100 年時代を迎え、市民が生涯にわたって自ら学び、考えて判断し、その成果を生かすことができる社会の実現に向け、「未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり」を基本目標として教育の振興を図ります。

2 / 基本目標を実現するための 4 つの目標

(1) 心豊かな たくましい子どもの育成を支援します

【子ども】

複雑かつ予測困難なこれからの時代において、子どもが夢と志を持ち、自らの可能性を広げて主体的に道を切り拓いていくには、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を身に付けることが大切です。

そのために学校教育では、「知識、技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性」の 3 つの柱に整理された資質・能力を子どもに身に付けさせるとともに、豊かな心と、たくましい体を育てていくことを目標とします。

(2) 人生 100 年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します 【生涯学習】

人生 100 年時代を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、充実した生活を送るため、市民の多種多様な学びに対するニーズが高まっています。

そのため、生涯学習に関する情報を収集し、発信する内容を充実させます。

また、市民の学習する意欲を大切にし、学習活動や文化芸術活動に参加する機会や、その学習成果を生かすことのできる環境づくりを推進します。

そして市民の学習活動が、地域の人づくりや地域の絆づくりに貢献できるよう支援します。

(3) ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の 充実を推進します【スポーツ】

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養のために行われる身体活動であり、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。

市民誰もが、年齢や性別・能力などの違いに関わらず、生涯にわたり、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境づくりを目指します。

(4) 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します 【文化財・文化芸術】

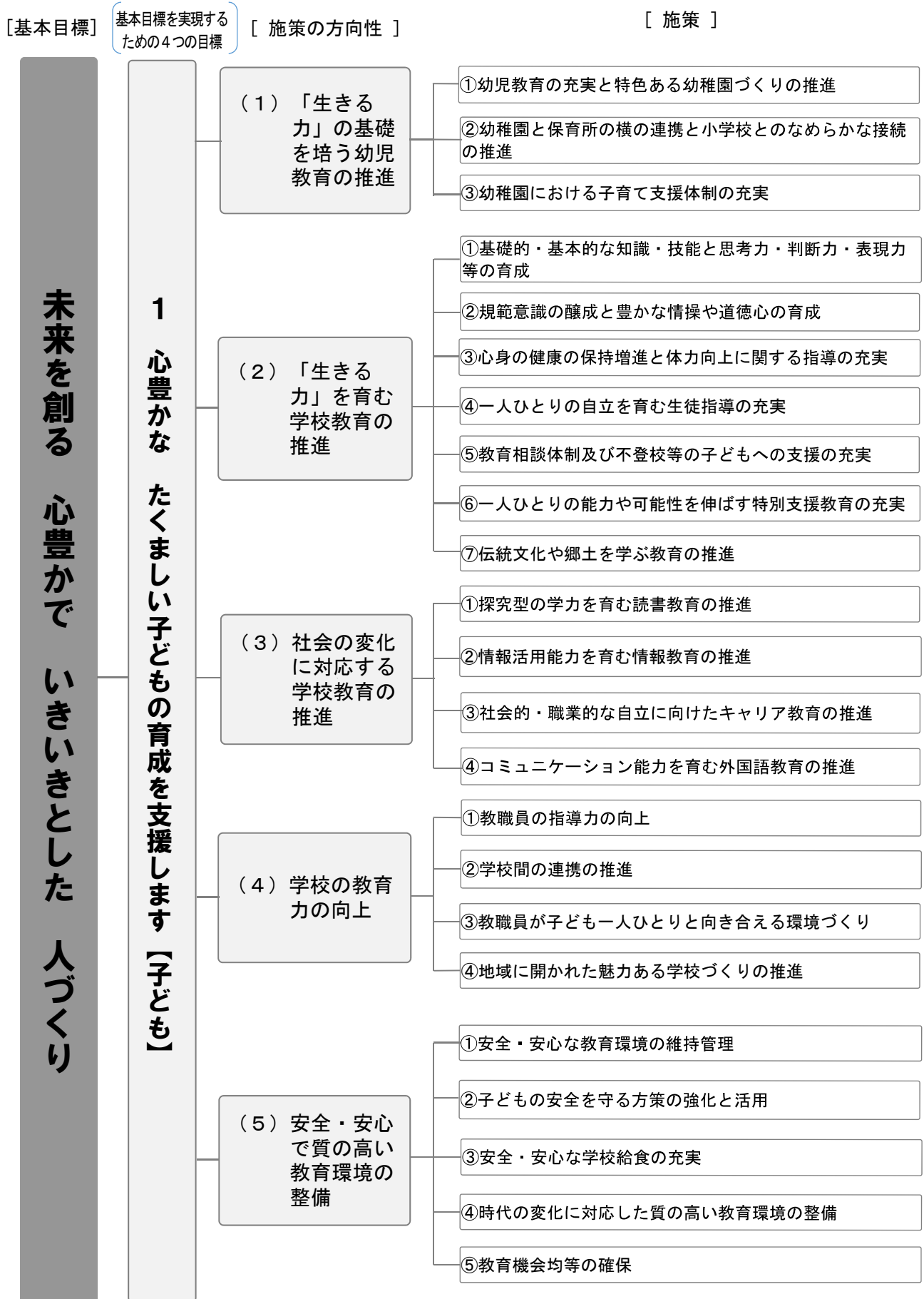
市内には、国指定をはじめ、県指定や市指定など数多くの貴重な文化財が存在しています。地域に伝えられてきた袖ヶ浦市の大切な文化財を守り、後世に伝えていくことが求められています。そのために、文化財の調査を継続して実施することでその現況把握に努め、保存・活用に取り組みます。

また、各地区で守り伝えられてきた無形民俗文化財や、伝統芸能などの伝承活動を支援します。

文化財を保護するためには、市民の文化財への意識を高め、文化財を身近に感じてもらう必要があります。そのため、これらの文化財の重要性や価値などを周知し、市民の理解と興味関心を深めていきます。

文化芸術活動に参加する市民や団体が充実した活動を行うことができるよう支援します。また、日常的に文化芸術に触れることの少ない市民が文化芸術に触れ、新たに参加することができるような取組を推進します。

3 基本目標を実現する施策体系



[基本目標] 基本目標を実現するための4つの目標

[施策の方向性]

[施策]

未来を創る 心豊かでいきいきとした 人づくり

2 人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します【生涯学習】

- (1) 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実
- (2) 家庭と地域の教育力の向上
- (3) つながり、支えあう社会教育の充実

- ①市民への学習機会の提供と情報の発信
- ②市民に親しまれる図書館活動の充実
- ①家庭の教育力向上のための支援
- ②子ども読書活動の推進
- ③地域の教育力の向上
- ①誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進
- ②社会教育関係団体の活動への支援
- ③学びを支える地域人材の育成と活動の促進
- ④社会教育施設的环境整備

3 ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します【スポーツ】

- (1) 市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備
- (2) スポーツ・レクリエーション施設的环境整備
- (3) スポーツツーリズムの推進

- ①スポーツ・レクリエーション関係団体等との協働（「する」「みる」「ささえる」）
- ②市民の健康づくり・生きがいづくり
- ①スポーツ・レクリエーション施設の適切な維持管理と改修・整備の実施
- ②スポーツ・レクリエーション施設の利用促進
- ①各種公式戦やスポーツ大会・イベント等の誘致の推進
- ②市内の社会体育施設を活用したスポーツ合宿の誘致等の推進

4 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します【文化財・文化芸術】

- (1) 郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進
- (2) 地域に根差した文化芸術活動の推進

- ①国史跡山野貝塚の保存・研究・活用
- ②文化財の保存・活用
- ③無形民俗文化財の保護と継承
- ④市民とともに歩む博物館活動の充実
- ①文化芸術振興のための市民活動の支援
- ②文化芸術鑑賞機会の充実

4 / 本計画とSDGsの関係

SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

本計画が達成を目指す「目標4 質の高い教育をみんなに」は、「10のターゲット」で構成されています。

SDGs「目標4 質の高い教育をみんなに」を達成するため、「10のターゲット」から本計画の施策を再整理しました。



すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

「目標4 質の高い教育をみんなに」を構成する10のターゲット	
4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

基本目標を実現するための4つの目標	施策の方向性	施策	関連するターゲット
1 心豊かな たくましい子ども の育成を支援 します 【子ども】	(1) 「生きる力」 の基礎を培う幼児 教育の推進	①幼児教育の充実と特色ある幼稚園 づくりの推進 ②幼稚園と保育所の横の連携と小学 校とのなめらかな接続の推進 ③幼稚園における子育て支援体制の 充実	4. 2
	(2) 「生きる力」 を育む学校教育の 推進	①基礎的・基本的な知識・技能と思 考力・判断力・表現力等の育成 ②規範意識の醸成と豊かな情操や道 徳心の育成 ③心身の健康の保持増進と体力向上 に関する指導の充実 ④一人ひとりの自立を育む生徒指導 の充実 ⑤教育相談体制及び不登校等の子ど もへの支援の充実 ⑥一人ひとりの能力や可能性を伸ば す特別支援教育の充実 ⑦伝統文化や郷土を学ぶ教育の推進	4. 1 4. 5 4. 6 4. 7
	(3) 社会の変化に 対応する学校教育 の推進	①探究型の学力を育む読書教育の推 進 ②情報活用能力を育む情報教育の推 進 ③社会的・職業的な自立に向けたキ ャリア教育*の推進 ④コミュニケーション能力を育む外 国語教育の推進	4. 1 4. 4 4. 5 4. 7
	(4) 学校の教育力 の向上	①教職員の指導力の向上 ②学校間の連携の推進 ③教職員が子ども一人ひとりと向き 合える環境づくり ④地域に開かれた魅力ある学校づく りの推進	4. 1
	(5) 安全・安心で 質の高い教育環境 の整備	①安全・安心な教育環境の維持管理 ②子どもの安全を守る方策の強化と 活用 ③安全・安心な学校給食の充実 ④時代の変化に対応した質の高い教 育環境の整備 ⑤教育機会均等の確保	4. 3 4. a

※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。子どもに義務教育の段階から、勤労観・職業観をはじめとする価値観を形成・確立できるよう働きかけていくことをねらいとしている。

基本目標を実現するための4つの目標	施策の方向性	施策	関連するターゲット
2 人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します【生涯学習】	(1) 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実	①市民への学習機会の提供と情報の発信 ②市民に親しまれる図書館活動の充実	4.5 4.7
	(2) 家庭と地域の教育力の向上	①家庭の教育力向上のための支援 ②子ども読書活動の推進 ③地域の教育力の向上	4.5
	(3) つながり、支えあう社会教育の充実	①誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進 ②社会教育関係団体の活動への支援 ③学びを支える地域人材の育成と活動の促進 ④社会教育施設的环境整備	4.5 4.7 4.a
3 ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します【スポーツ】	(1) 市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備	①スポーツ・レクリエーション関係団体等との協働(「する」「みる」「ささえる」) ②市民の健康づくり・生きがいつくり	4.7
	(2) スポーツ・レクリエーション施設的环境整備	①スポーツ・レクリエーション施設の適切な維持管理と改修・整備の実施 ②スポーツ・レクリエーション施設の利用促進	4.7
	(3) スポーツツーリズムの推進	①各種公式戦やスポーツ大会・イベント等の誘致の推進 ②市内の社会体育施設を活用したスポーツ合宿の誘致等の推進	4.7 4.a
4 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します【文化財・文化芸術】	(1) 郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進	①国史跡山野貝塚の保存・研究・活用 ②文化財の保存・活用 ③無形民俗文化財の保護と継承 ④市民とともに歩む博物館活動の充実	4.7
	(2) 地域に根差した文化芸術活動の推進	①文化芸術振興のための市民活動の支援 ②文化芸術鑑賞機会の充実	4.7

今後5年間を通じて取り組む施策 (前期計画)

1 心豊かな たくましい子どもの育成を支援します【子ども】

(1) 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期であるため、幼児教育においては、一人ひとりの発達の段階に応じ、生活や遊びを通じて、健やかな心と体を育み、道徳心を芽生えさせるなど、「生きる力」の基礎を培うことが求められています。

本市では、そうした「生きる力」の基礎を養うため、幼児教育の充実及び特色ある幼稚園づくりを推進します。

また、子どもの発達や学び、指導の連続性を重視し、幼稚園・保育所・小学校の連携を促進します。

さらに、核家族化や少子化の進行に伴う保護者の子育てに関する不安の解消に努めます。

① 幼児教育の充実と特色ある幼稚園づくりの推進

幼児教育においては「生きる力」の基礎を培うことが求められています。

そのため、幼稚園における遊びや生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理された、資質・能力をバランスよく育むようにします。

また、「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」に基づき、幼児教育の充実を目指すとともに、子どもや地域等の実態を踏まえた教育課程を編成し、その実施・評価・改善を組織的かつ計画的に実施するカリキュラムマネジメントを通して、教育活動の質の向上を図っていくなど、特色ある幼稚園づくりを推進します。

さらに、特別な支援を必要とする幼児に対して、個別の教育支援計画を作成するとともに、専門機関及び関係機関と連携し、具体的な支援につなげていきます。

加えて、教職経験に応じた研修を実施するなど、幼稚園教諭の資質力量を高める研修の充実を図ります。

- 「生きる力」の基礎を培う遊びや生活の充実
- 「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」に基づいた幼児教育の充実
- 「カリキュラムマネジメント」による特色ある幼稚園づくりの推進
- 専門機関及び関係機関との連携
- 教職経験に応じた幼稚園教諭の資質力量を高める研修の充実



運動会（中川幼稚園）

② 幼稚園と保育所の横の連携と小学校とのなめらかな接続の推進

幼稚園は、小学校以降の学校教育の基礎を培う大切な教育の場です。このことは、保育所も同様であり小学校就学前の子どもの育ちを幼稚園と保育所を区別することなく保障していくことが重要です。さらに、幼稚園や保育所から小学校へと子どもが入学する際には、発達や学びの連続性を踏まえた教育が必要となります。

そのため、子どもの発達や学び、指導の連続性を重視し、幼稚園と保育所の横の連携及び幼稚園・保育所と小学校のなめらかな接続を踏まえた、行事等における子ども同士の交流、教職員による相互保育参観や合同研修会、情報交換会、「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を目指した指導（アプローチカリキュラム）」や「幼児期の学び・発達を考慮した小学校入学後間もない時期の指導（スタートカリキュラム）」について共有するなど、積極的な連携を促進します。

また、保護者の多様なニーズに対応するため、保育・幼児教育の在り方について検討します。

- 縦横の連携を踏まえた行事等における子ども同士の交流促進
- 相互保育参観や合同研修会、情報交換会を活用した教職員相互の連携促進
- 「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を生かした幼保小のなめらかな接続
- 保育・幼児教育の在り方の検討

③ 幼稚園における子育て支援体制の充実

目まぐるしく変化する社会環境の中で、核家族化や少子化に伴い、子育てに不安を持つ保護者が増えています。

そのため、庁内関係部課、各種相談機関、認定こども園、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館、子育てボランティア、NPO（特定非営利活動法人）等との連携を強化し、子育て支援体制の充実を図ります。

また、幼稚園からの各種便りやホームページ、市の広報紙や「子育てポータルサイト※」等により、子育てに関する情報提供を充実させます。

- ・多様なニーズに応える子育て支援体制の充実
- ・各種便り、ホームページ、ポータルサイト等による子育てに関する情報提供の充実

(2) 「生きる力」を育む学校教育の推進

義務教育においては、調和のとれた人間性の育成を目指し、子どもへの基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、社会の変化を柔軟に捉え、よりよく問題を解決する資質や能力が求められます。

本市では、子どもが生きていることに喜びを感じながら、生涯にわたり学び続け、社会の一員として個性を伸ばしながら自立していくための基礎を学校教育で身に付けられるよう、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力の育成、豊かな情操や人間性を育む心の教育や心身の健康・体力の保持増進に関する指導の充実など、「生きる力」の育成に努めます。

また、学校生活全般にわたり生徒指導を十分機能させるとともに、教育相談体制及び不登校等の子どもへの支援や特別支援教育の充実を図り、一人ひとりが持つ可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。

さらに、伝統文化や郷土を学ぶ教育を推進し、未来を創る市民の育成を図ります。

加えて、教育課程の編成にあたっては、子どもや地域等の実態を踏まえ、その実施・評価・改善を組織的かつ計画的に実施するカリキュラムマネジメントを通して、教育活動の質の向上を図っていきます。

※子育てポータルサイト：袖ヶ浦市が市民の子育てを支援するために作成している Web サイト「はっぴー. ネット」。子育てに必要な情報を一元化して提供しているほか、市内子育て支援団体の様々な活動内容やイベント、募集情報などを紹介している。

① 基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の育成

子どもが、これからの変化の激しい社会の中でたくましく生きていくためには、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理された資質・能力をバランスよく身に付ける必要があります。

また、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」という視点とともに、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが大切です。

そこで、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。また、子どもが学習内容を確実に身に付けることができるよう、個別学習やグループ学習、習熟度別学習、補充的な学習や発展的な学習を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保するなど、指導方法や指導体制を工夫し、個々に応じた指導を充実させます。

さらに、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成し、各教科等の特質を生かし、教科等を跨いだ横断的な視点から教育課程の編成を図ります。

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・きめ細かな指導の実施と指導方法や指導形態の工夫・改善
- ・言語環境の整備と言語活動の充実

② 規範意識の醸成と豊かな情操や道徳心の育成

人と人々が支え合う社会の中で、自分の能力を見つけ生かしつつ、周囲と協調しながら共に生きていくためには、自分を大切にする気持ち（自己肯定感）とともに、他人を思いやる気持ちが必要です。

そのため、規範意識や人権を尊重する意識を育むよう、「道徳科」を要とし、各教科・特別活動・学校行事など学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

また、「がうらっ子の心得」等を活用し、発達の段階に応じた基本的生活習慣の一層の定着を図り、一人ひとりが社会生活のルールや社会性を身に付けるとともに、社会体験活動や自然体験活動を推進し、人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」の育成を図ります。

さらに、これまでも「豊かな心」を育成するために取り組んできた子どもの読書活動の一層の充実を図ります。



がうらっ子の心得 <small>低学年用</small>	
あいさつ	「おはようございます」と元気にあいさつをします。
時かん	はじまりの鈴こくをまもります。
聞きかた	体をむけて話を聞きます。
聞きかた	「です」「ます」をつけて話します。
せいりせいとん	つかったものは自分でかたづけます。
思いやり	だれとでもながよくします。
かんしゃ	「ありがとう」をたくさん言います。
せきじん	自分のしごとをわずげずにやります。
やくそく	やくそくやきまりをまもります。
けんこう	外で元気にあそびます。

がうらっ子の心得（低学年用）

- ・「道徳科」及び学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- ・「がうらっ子の心得」を活用した基本的生活習慣の定着
- ・社会体験活動や自然体験活動の推進
- ・「豊かな心」を育む子どもの読書活動の一層の充実

③ 心身の健康の保持増進と体力向上に関する指導の充実

充実した生活を送るためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、健康な体をつくるのが大切です。

そのため、健康診断等に基づき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うとともに、家庭と学校が一体となって、「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣を身に付けさせる取組を推進します。また、学校給食センターと連携しながら、学校教育活動全体を通じて食に関する指導を充実させ、食と健康に関する興味関心を高め、食に関する自己管理能力の育成を図るとともに、家庭と連携して望ましい食習慣を身に付ける取組を進めます。

さらに、健やかな体の育成のためには、学校体育における授業の充実を図る必要があります。教職員の指導力向上を目指す研修を行います。

加えて、中学校での武道教育では、日本固有の伝統と文化を尊重し、礼儀作法や美しい所作を身に付け、他者を思いやる道徳心や規範意識を持たせるなど、望ましい人間形成を目指した指導の充実を図るとともに、指導力に優れた社会人指導者を活用します。さらに、運動部活動では、多種目にわたる専門的な技術指導力と指導者不足を補うために、地域の人材を活用します。

このような取組とともに、体育の生活化を図りながら、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力、運動能力の向上を図ります。

- ・望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進
- ・学校給食センターと連携した食に関する指導の充実
- ・学校体育の指導力の向上と体育科授業の充実
- ・武道教育における指導の充実と社会人指導者の活用促進
- ・運動部活動支援のための地域人材の活用促進
- ・体育の生活化による体力、運動能力の向上

食に関する指導
(学校給食センター)



④ 一人ひとりの自立を育む生徒指導の充実

学校における教育活動では、子ども一人ひとりの人格を尊重し、個性を伸ばしながら、社会の一員として自立するための基礎を身に付けさせることが求められています。

そのため、生徒指導の機能を生かし、一人ひとりの自己肯定感を持たせる場面やお互いの良さを認め合う場面、自己決定の場면을重視した学習指導や学校行事等の教育活動の充実を図るとともに、学校における生徒指導体制を確立します。

また、不登校、暴力行為などの問題行動等や児童虐待等の早期発見、早期対応を図るため、教職員と子どもとの信頼関係を構築するとともに、学校・家庭・地域・関係機関等の連携をさらに強化します。

特にいじめは、子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や身体等に重大な危険を生じさせる恐れのある決して許されない行為であるため、その対策について一層力を入れて取り組みます。

- ・ 生徒指導の機能を生かした教育活動の展開と生徒指導体制の確立
- ・ 学校・家庭・地域・関係機関等との連携のさらなる強化
- ・ 児童生徒指導センターによる問題行動や児童生徒の安全確保への対応支援
- ・ いじめや暴力行為を許さない学校風土の醸成
- ・ いじめ問題への取組に関する広報啓発活動の充実

⑤ 教育相談体制及び不登校等の子どもへの支援の充実

不登校や問題行動など様々な悩みを抱える子どもや、その対応等に悩む保護者の相談に対するニーズは年々増えています。

そのため、子どもや保護者が、悩み等を気軽に相談できる環境づくりや教育相談の質的向上を図るため、ニーズに応じた窓口の設置や対応する教職員、相談員等の研修を進め、教育相談体制の充実に努めます。

また、不登校等の子どもに対し、心の安定と自信の回復を図り、社会的参加を促すために、教育支援教室における、一人ひとりの実態に応じたより効果的な支援の充実に努めます。

- ・ 相談しやすい学校風土の醸成
- ・ 学校及び総合教育センターにおける教育相談体制の充実
- ・ 教育支援教室「のぞみ学級」での実態に応じた、より効果的な支援の充実

⑥ 一人ひとりの能力や可能性を伸ばす特別支援教育の充実

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりに応じた適切な支援が求められています。

そのため、特別支援学級をはじめ、学校全体で特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

また、市内の特別支援学校や児童発達支援事業所等との連携を図るとともに、研修の充実などによる教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の趣旨を活かした教育環境や教育活動の質を一層高めます。

さらに、一人ひとりの自立のために、専門家チームや巡回指導員等を活用した、教育、福祉、医療の連携の強化を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに合った就学を進めるための相談活動を充実させます。

加えて、海外から帰国した子どもや、日本語以外を母国語とするなど、生活に必要な日本語の習得に困難を有する子どもに対する支援の充実を工夫して行います。

- 通常学級における特別支援教育の推進
- 特別支援学級の指導の一層の充実
- 学校全体及び関係機関等と連携した特別支援教育体制の拡充
- 特別支援教育に関する教職員研修による専門性の向上
- 日本語以外の母国語を使用する子どもへの支援

⑦ 伝統文化や郷土を学ぶ教育の推進

母国「日本」や郷土「そでがうら」に古くから根付き伝えられている伝統文化や歴史を学び、国や郷土について情報発信できる力を育む必要があります。

そのため、学校における文化芸術活動や伝統文化を理解させる教育の推進をします。

また、郷土「そでがうら」を愛する心を培うために、学校、博物館、図書館、公民館、地域団体等が連携し、郷土の歴史や文化を深く理解する機会や郷土に伝わる伝統文化活動に参加する機会を創出することにより、明日の「そでがうら」を愛し、未来を創る市民の育成を図ります。

- 副読本「わたしたちの袖ヶ浦」の活用
- 伝統文化を学ぶ教育の推進
- 学校、博物館、図書館、公民館等が連携した郷土の学習の推進
- 子どもの伝統文化活動への参加及び発表の場の創出

(3) 社会の変化に対応する学校教育の推進

A Iなどに代表される新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会を迎えるなど、社会変化が急速に進んでいます。子どもがその変化を前向きに捉え、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成することが求められています。

本市では、こうした社会の変化に対応する教育に力を入れることにより、自らの生活や将来を考える力を高め、意欲と実践力を持った子どもの育成を目指します。

① 探究型の学力を育む読書教育の推進

様々な問題に対して、自ら考え、判断し、解決に向けて実践する力を身に付けるためには、基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して自ら課題を持ち、探究する学習活動を展開していくことが必要です。

そのため、学校図書館資料や情報機器等の物的環境と人的環境の整備を進め、学校図書館の学習・情報センター機能の拡充を図り、「調べ学習」を推進するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かします。

また、学校図書館と他校の学校図書館、市立図書館、博物館、公民館等の社会教育機関を結んだ「人」「もの」「情報」のネットワークを拡充し、学校図書館を核とした学習活動を推進します。

さらに、「学び方ガイド」を活用し、情報の集め方やまとめ方、発信の仕方や伝える力等、探究型の学力を育みます。

- 学校図書館の学習・情報センター機能の拡充と「調べ学習」「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」の推進
- 「人」「もの」「情報」のネットワークの拡充
- 「学び方ガイド」を活用した学び方の指導の充実
- 学校図書館を支援する学校図書館支援センターの充実



調べ学習コンクール審査会

② 情報活用能力を育む情報教育の推進

情報社会に生きる子どもは、様々な情報伝達手段の特性を理解し、情報を取捨選択し、適切に活用できる情報活用能力を身に付ける必要があります。

そのため、タブレットや情報通信ネットワークなどの情報伝達手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。

また、教科等の学習において、様々なメディアを通じて得られる情報についての正しい知識の習得を図ったり、子どもがプログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行うために必要な論理的思考力を身に付ける学習を行います。

さらに、情報社会のいわば影の部分であるインターネット端末を介した有害情報や人権侵害等に対応できる子どもを育成するため、情報発信に伴う責任や危険回避などの情報モラル指導を行い、情報を正しく安全に利用する力を育みます。

- ・タブレット、情報通信ネットワークを活用した学習活動の充実
- ・発達段階に応じた情報活用能力の育成
- ・情報モラル指導の充実
- ・教職員のコンピュータ・リテラシー*の向上



ICT授業支援（幽谷分校）

③ 社会的・職業的な自立に向けたキャリア教育の推進

社会の変化が急速に進む中、子どもには将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

そのため、教育活動全体を通じて、子どもが学ぶことと自身の将来とのつながりを見通しながら、社会人、職業人として自立していく上で必要な基盤となる資質や能力を身に付けられるよう、発達の段階に即したキャリア教育を推進します。

また、家庭・地域などの協力を得て、活動の場づくりを広げます。

- ・教育活動全体を通じた、発達の段階に即したキャリア教育の推進
- ・家庭・地域と連携した活動の場づくりの推進

*コンピュータ・リテラシー：コンピュータを操作して、目的とする作業を行い、必要な情報を得ることができる知識と能力を持っていること。

④ コミュニケーション能力を育む外国語教育の推進

これからの国際社会に生きる子どもは、グローバルなものの方や広い視野を持ち、異なる文化を持った人とともに協調して生きていくことが必要です。

そのため、外国の言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ることが出来る子どもの育成に努めます。

また、母国「日本」や郷土「そでがうら」に古くから伝えられている伝統や文化、歴史等を学ぶ機会の充実を図り、見識を広げることで、国籍や言語の違いを超えて、人と人との互いに深く理解し合い、協調・協働していこうとする態度や、異文化や他者を受け入れる心の育成を図ります。

小学校では、段階的に英語に触れ、コミュニケーション能力を育成することで、国際社会へ対応できる基礎を培います。小学校 3、4 年生では、外国語活動として体験的な活動を中心に、外国の言語や文化への興味関心を高め、英語を用いたコミュニケーション能力の素地を養います。小学校 5、6 年生では、教科として初歩的な英語の運用能力を養い、コミュニケーション能力の基礎を養います。

中学校では、身近な事柄についてコミュニケーションが図れる能力を養うとともに、英語を実生活で活用できるようにするという観点から指導を充実させていきます。

小中学校が連携し、より外国語教育が充実したものとなるよう指導内容の工夫・改善を図ります。

- ・外国語活動や英語の授業における工夫・改善（小学校）
- ・英語で身近な事柄についてコミュニケーションが図れる能力の育成（中学校）
- ・母国「日本」、郷土「そでがうら」の伝統文化や歴史等に関する学習の充実
- ・ALT*を活用した外国語教育・異文化理解教育の充実



外国語授業（根形小学校）

※ALT：(Assistant Language Teacher)外国語指導助手。英語授業において、教師の補助者として指導に当たる外国人講師のこと。

(4) 学校の教育力の向上

子ども一人ひとりの健やかな成長を育むためには、教職員が自己研鑽に励み、指導力の向上に努めるとともに、教職員の力を結集し、学校全体の教育力を高めることが必要です。

本市では、教科などの専門性を高めるための研究や研修の充実を図るほか、次代を担うミドルリーダー層や若年層の教職員の育成に取り組めます。

また、子どもの発達や学び、指導の連続性を持たせるために、幼稚園・保育所・小中学校等の連携を推進します。

さらに、教職員が子ども一人ひとりに向き合える環境づくりを進めるとともに、地域に開かれた学校として、積極的な情報公開と学校評価の活用及び学校運営の改善を図り、学校の教育力の向上を図ります。

① 教職員の指導力の向上

教職員の指導力の向上は、日々の教育活動を支える不易の取組であり、不断の努力が求められます。教職員一人ひとりの教育力を向上させ、学校の組織力を高めて子どもの教育にあたる必要があります。

そのため、より豊かな人間性や教養を高め、実践的な指導力を備えた教職員の養成を目指し、教職員一人ひとりが主体的に研修を受けられる体制を推進します。

また、ミドルリーダー層及び若年層の教職員を対象とした具体的かつ実践的な研修や、経験豊かな教職員の実践に学び、指導方法を共有・継承することにより、指導力の向上を目指します。

さらに、教職員が学校教育を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実させます。

- ・ミドルリーダー層及び若年層教職員の指導力向上に向けた教職員研修の充実
- ・教科指導、道徳、外国語活動等の研修の充実
- ・今日的な教育課題や教職員のニーズに応じた研修の充実

② 学校間の連携の推進

子どもの発達や学び、指導の連続性を重視し、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校、特別支援学校、児童発達支援事業所等が連携し、関係を強める必要があります。

そのため、行事等における子ども同士の交流、教職員による相互授業参観や合同研修会、情報交換会などを行い、連携を一層推進します。

- ・行事等における子ども同士の交流促進
- ・相互授業参観や合同研修会、情報交換会の実施

③ 教職員が子ども一人ひとりと向き合える環境づくり

教職員の多忙化とそれに伴うゆとりのなさが問題となっています。

そのため、教職員が学習指導、生徒指導、遊びなど、学校生活全体にわたって子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、心のつながりを持つため、より一層行事の精選や重点化を図り、ゆとりある教育課程を創意工夫します。

また、校務支援システムやICTを活用した学校事務の効率化等の環境づくりを進めます。さらに、子どもにとってより良い教育を行うため、学校に寄せられる様々な要望への組織的な対応を図ります。

- ・ 行事の精選、重点化、ゆとりある教育課程の編成
- ・ 校務支援システムやICTを活用した学校事務効率化の推進
- ・ 学校に対する要望への組織的な対応

④ 地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進

地域、保護者に対して開かれた学校づくりと学校経営の組織的な改善の必要性が指摘されています。

そのため、学校教育目標や教育計画、地域との連携の進め方などについて、保護者や地域住民に積極的に情報の公開を行い、開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域住民から信頼される学校を目指します。

また、児童生徒、保護者や地域からのアンケート、及び教職員による自己評価や学校評議員等の学校関係者による外部評価を実施し、PDCAサイクル*に基づいた学校運営の改善を図ります。

- ・ 積極的な学校情報の公開（ホームページ、各種便りの活用）
- ・ 学校評価の活用による学校運営の改善（積極的な公表）

(5) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

学校は何よりも、子どもにとって安全・安心な場でなければなりません。

本市は、これまで学校施設の整備をはじめ、防犯カメラや防犯器具の配備を進め、安全・安心な教育環境の整備に取り組んできました。

近年、子どもが巻き込まれる犯罪が多発する傾向にある中で、子どもの安全を守る取組は、さらにその重要性が増しています。地区住民による登下校時の見守り活動やスクールサポーターによる不審者対応訓練の実施など、学校・保護者・地域住民の連携と協力による子どもを守る取組が必要とされています。

*PDCAサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を進める手法の一つ。
PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

学校施設の整備については、老朽化した設備の改修、学校環境の改善等を計画的に進めていきます。

また、国際化や情報化社会が急速に進展する中で、児童生徒の情報活用能力を育む学校ICT化を推進し、質の高い教育環境の整備を進めます。

さらに、社会的、経済的格差の進行が指摘される中、家庭状況に左右されることのない教育機会の均等を図るために、要保護・準要保護の児童生徒に対する援助費の支給や奨学金の貸付を行います。

① 安全・安心な教育環境の維持管理

学校施設について、地域の人口推移や実情に応じた適正な維持管理工事と学校環境の改善を行い、子どもが安心して学ぶことのできる環境を整備・充実させるとともに、各施設の定期的な安全点検を実施し、その結果に基づき適切な対応を図ります。

- ・学校施設の適正な維持管理と環境の整備
- ・各施設の定期的な安全点検の実施と改善

② 子どもの安全を守る方策の強化と活用

子どもが災害や犯罪から自らの身を守れるようにするために、火災や地震などを想定した避難訓練に加え、警察やスクールサポーターの指導のもと不審者に対応する訓練を実施します。

また、多様な災害を想定した「危機管理マニュアル」を活用し、教職員研修を実施します。

さらに、登下校中の安全を確保するため、「袖ヶ浦市通学路安全対策協議会」による通学路の安全対策を実施するとともに、不審者等の情報を家庭や地域で共有できるよう「学校連絡メール」を活用します。

- ・警察やスクールサポーター等との連携と不審者対応訓練の実施
- ・「危機管理マニュアル」を活用した職員研修の実施
- ・袖ヶ浦市通学路安全対策協議会による通学路の安全対策の強化
- ・「学校連絡メール」の活用



不審者対応訓練
(蔵波小学校内研修)

③ 安全・安心な学校給食の充実

「学校給食実施基準」及び「学校給食衛生管理基準」に基づき、栄養のバランスの取れた安全・安心な学校給食を提供するとともに、食物アレルギーを有する児童生徒も安心して給食を食べられるよう、学校と連携しながら児童生徒の実情に合わせた確実な対応を図ります。

- ・安全・安心な学校給食の充実
- ・食物アレルギーへの対応

④ 時代の変化に対応した質の高い教育環境の整備

質の高い教育環境の実現のために、多様な学習活動に対応した学校施設の質的改善を進め、良好な学習環境の整備・充実を目指します。

また、児童生徒の情報活用能力の育成及び学校の情報化を図るために、情報機器や情報ネットワーク等、学校のICT環境の充実を図ります。

さらに、学校図書館支援センターの充実を図るとともに、学校図書館の学習・情報センター機能を拡充し、ネットワークを活用した学校図書館相互、公共図書館及び博物館等との連携を積極的に進めます。

- ・情報機器や情報ネットワーク等、学校のICT環境の充実
- ・学校図書館の学習・情報センター機能の拡充とネットワークの活用
- ・教育課程の展開に寄与する学校図書館支援センターの充実

⑤ 教育機会均等の確保

すべての子どもが等しく教育機会を得られるよう、経済的理由により就学困難と認められる子どもの保護者（要保護・準要保護世帯）に対して、必要な経費を支給し、保護者の負担を軽減します。

また、高等学校・大学等に修学しようとする意欲ある生徒・学生が、家庭の経済状況に関わらず安心して修学できるよう、必要な学資の貸付を行います。

- ・要保護・準要保護児童生徒援助費の支給
- ・奨学資金の貸付

2 人生 100 年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します【生涯学習】

(1) 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

市民一人ひとりの生涯にわたる主体的な学習活動を支援します。人生 100 年時代に向け、すべての人の学習意欲に応えられるよう、多様な学習機会の提供や、環境の整備を行います。また、多くの市民が学びの成果を地域で活かし、地域の課題に取り組み、人と人がつながり、支えあう活動を支援します。

① 市民への学習機会の提供と情報の発信

市民の多種多様な学習ニーズに応えるため、講座内容を充実させ、様々な学習機会を提供します。また、生涯学習情報を収集し、広報そでがうらやホームページ、SNS等で市民に発信します。学習相談にもきめ細やかに対応することにより、市民の学習活動を支援し、継続した学習の場を提供します。

- 公民館、図書館、博物館の講座等の充実
- 生涯学習情報の収集とホームページ、SNS等様々なメディアを活用した情報の発信
- 学習相談の充実
- 市民の学習活動への支援



昭和ふれあい教室 防災講習会（市民会館）

② 市民に親しまれる図書館活動の充実

乳幼児から高齢者まで地域の特性に即した、市民の多種多様・高度化する要求に応えられる図書館サービスの充実を図ります。また、市民一人ひとりの学習課題、生活課題、地域課題の解決を支援します。

- 市民の多様な学習意欲に応える図書館サービスの充実
- 市民の課題解決を支援する資料提供や講座等の充実

(2) 家庭と地域の教育力の向上

保護者が抱える子育ての不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、子育てや家庭教育に関する学習の機会を提供します。また、地域全体で心豊かな青少年育成に取り組みます。

① 家庭の教育力向上のための支援

家庭は、子どもが社会生活を送るうえで必要となる基本的な生活習慣や、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。また、地域や人とのつながりが希薄になる中、身近な地域において家庭教育に取り組む必要が高まっています。

そのため、保護者を対象に子育てのヒントとなる学習機会や家庭で楽しむ活動の提供と、同じ世代の子どもを持つ保護者同士のつながりを深める取組を行います。

また、家庭教育推進協議会を開催し、関係機関が相互に情報共有を図り、総合的な子育て支援に関する取組について協議をします。

- ・家庭教育学級の充実
- ・家庭教育推進協議会の充実・活性化
- ・子育て情報の資料の活用

② 子ども読書活動の推進

図書館の職員とボランティアが保育所・幼稚園・小中学校等と連携し、ブックスタートやおはなし会など乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動を推進します。事業を円滑に実施するために必要なボランティアの育成に努めます。また、家庭での読書を支援するため、発達年齢にあったおすすめ図書リスト等を発行します。

- ・保育所・幼稚園・小中学校等との連携による取組の充実
- ・ブックスタート事業やおはなし会の充実
- ・発達年齢に応じたおすすめ図書リスト等の発行



中央図書館 おはなし会

③ 地域の教育力の向上

子どもを取り巻く社会環境の変化の中、心豊かな子どもを育成するため、本市では地域の方の協力のもとで自然体験や社会体験などの体験活動や、学年の枠を超えた児童の交流の場を提供する青少年教育推進事業を公民館等で実施しています。また、地域では、青少年相談員や地区住民会議等が通学合宿・デイキャンプ・世代間交流事業や子ども安全パトロール等を実施し、青少年健全育成活動に取り組んでいます。

こうした地域の方との協働による取組により、地域の教育力の向上を図ります。

- ・公民館における青少年教育推進事業の充実
- ・青少年健全育成団体の活動への支援
- ・地区住民会議における情報交換の充実
- ・地域の人材による学習活動の推進

(3) つながり、支えあう社会教育の充実

人と人とのつながりが希薄となる中、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくりが一層重要であると言われていています。

そのため、自分が暮らす地域の課題や生活上の課題を学習テーマとした講座を開催し、受講者自身の活動へつながるよう支援を行います。そして、受講者の学習意欲の向上と生きがいや充実感を促進します。

また、庁内各部課等が連携調整を密にし、社会教育関係団体や社会教育推進員等のボランティア団体との連携を図ることで公民館活動を充実させ、住民主体の社会教育活動を推進します。

① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

市民の学習ニーズや地域課題及び生活上の課題を学ぶ公民館講座を開催します。そして、講座をきっかけとして、受講者が主体となった活動が展開できるよう支援します。

また、庁内各部課及び関係機関・団体との連携により、人と人、人と地域をつなぐ公民館活動の充実に努めます。

- 地域課題等を学ぶ公民館講座の実施
- 住民が主体となった活動への支援
- 人と人をつなぐ公民館活動の充実

② 社会教育関係団体の活動への支援

社会教育関係団体等が、自主的な活動を継続できるように、団体活動の活性化に向けた支援と助言を行います。

また、子ども会・PTA・地区住民会議などの地域コミュニティ団体の活動を支援します。

- 社会教育関係団体等の活動への助言
- 社会教育関係団体連絡協議会への支援

③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進

市民の主体的な学習活動を支援するため、地域の人材をボランティアとして育成し、社会教育機関等で実施する事業での活用を図ります。また、社会教育推進員や保育ボランティアへの講習会や研修会を開催し、活動をしていく上で必要となるスキルの向上を図ります。さらに、新たな人材を確保するために地道な周知活動を展開します。

- 社会教育推進員への活動支援
- 生涯学習ボランティア養成講座の実施
- 学びを支える人材の確保と育成

④ 社会教育施設的环境整備

地域の生涯学習の拠点として、今後も市民が安全・安心に施設を利用できるように、施設の適切な維持管理と定期的な設備の点検を実施し、その結果に基づき改善を図ります。

また、施設予約システムは改善を図りながら、利用者の利便性の向上に引き続き努めます。

- 施設の適正な維持管理
- 施設の定期的な安全点検の実施と改善
- 施設予約システムの運用



根形公民館登録サークルによる
根形保育所での出張演奏会



世代間交流事業（市民会館）

3 ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します【スポーツ】

(1) 市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人や集団で行われる身体活動であり、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものになっています。

市民誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活が送れるよう、地域における活動を推進し、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境整備を図ります。

スポーツ・レクリエーションの環境の整備に当たっては、スポーツ・レクリエーションを「する」「みる」「ささえる」の3つの視点で推進します。

① スポーツ・レクリエーション関係団体等との協働

（「する」「みる」「ささえる」）

子どもから高齢者まで、健康状態や障がいの有無、スポーツの得意・不得意等に関わらず、市民誰もが生涯にわたり、それぞれのライフスタイルに応じて、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備の一環として、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

さらに、袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携し、市民誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの機会を創出し、市民へのスポーツを始める動機付けや、地域における交流機会を提供します。

また、市内には各種のスポーツ・レクリエーション関係団体があり、それぞれ活発な活動をしており、これまでも市と緊密な連携のもとで、各種イベント等を実施し、「協働」してきました。

スポーツ・レクリエーションの環境整備においては、これらの関係団体との「協働」により取り組むことが重要になることから、この協働関係の「絆」をより深めて、より良いスポーツ・レクリエーション環境の整備に努めます。

さらに、スポーツ・レクリエーション環境の整備に不可欠な、審判や指導者、スポーツボランティア等の「ささえる」側の人材の育成に努めます。

- 総合型地域スポーツクラブ活性化事業の充実
- 市民誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの機会の提供
(ウォーキングフェスタ、交流大会 等)
- 各種スポーツ・レクリエーション関係団体との連携
- スポーツ推進委員・生涯スポーツ公認指導員等の養成
- スポーツボランティアの育成



総合型地域スポーツクラブ交流大会

② 市民の健康づくり・生きがいづくり

社会におけるスポーツの役割から、市民の「健康づくり・生きがいづくり」についても、スポーツ・レクリエーションを通じた取組が期待されており、年齢や身体の状態に関わらずすべての市民にその機会を提供し、市民が気軽に参加することができるスポーツ・レクリエーション環境の整備に努めます。

この実現のため、袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブをはじめ関係機関・団体との「協働」による取組が重要なことから、関係団体との連携を密にして、市民の健康づくり・生きがいづくりを促進します。

- スポーツを通じた健康づくり・生きがいづくり促進
- 年齢や障がいの有無に関わらず参加できるスポーツ・レクリエーションの機会の提供
- 関係機関や団体との連携・協賛

(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備

スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる市内のスポーツ・レクリエーション施設を利用者が安全に安心して利用できるよう、指定管理者と連携して、適切な維持管理を実施します。

施設の整備等については、必要な改修や修繕を計画的に行い、安全・安心なスポーツ・レクリエーション環境の整備に努め、老朽化の著しい施設の改修については、将

来を見据えた方針を検討します。

また、指定管理者と連携して施設の利用促進を図り、施設の効率的な運営に努めます。

① スポーツ・レクリエーション施設の適切な維持管理と改修・整備の実施

指定管理者と連携し、利用者が安全・安心に利用できるよう適切な維持管理を実施します。さらに、施設や設備の故障・不具合の早期発見に努め、必要な改修・整備を行います。

また、老朽化が著しく、大きな改修や整備が必要な施設については、社会体育施設としてだけでなく、市全体の公共施設の一部としての視点で、将来を見据えた方針を検討します。

- ・指定管理者と連携した施設の適切な維持管理
- ・指定管理者と連携した計画的な改修・整備の実施
- ・老朽化した施設の将来計画の検討

② スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

指定管理者と連携し、利用状況を分析し、各種スポーツ・レクリエーション関係団体とも連携して、施設の有効活用について検討し、利用促進に努めます。

また、学校体育施設においても、市民のスポーツ・レクリエーションその他社会教育の振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で開放します。

- ・指定管理者、各種スポーツ・レクリエーション関係団体との連携による利用促進
- ・学校体育施設開放事業の推進

(3) スポーツツーリズムの推進

市内の社会体育施設を活用し、大会や合宿の開催を誘致することで、「みる」スポーツの機会を市民に提供するとともに、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげていきます。

① 各種公式戦やスポーツ大会・イベント等の誘致の推進

各実施団体への協賛・支援を行い、野球やサッカー等の公式戦や各種スポーツ大会・イベント等の誘致を推進します。

- ・各実施団体への協賛・支援

② 市内の社会体育施設を活用したスポーツ合宿の誘致等の推進

市内の社会体育施設を活用したスポーツ合宿等の誘致を推進し、施設の利用率向上及び交流人口の増加による地域の活性化を目指すため、各種団体や指定管理者と連携して、PR活動や環境整備に努めます。

- 各種団体や指定管理者との連携によるPR活動や環境整備



プロ野球招致



4 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します 【文化財・文化芸術】

(1) 郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進

高度情報化、国際化により社会が急速に変化する中で、市民が心のよりどころを持ち、郷土の歴史と文化について理解を深めることは、本市の未来を創るうえで重要なことです。

そのため、市民との協働により、国史跡山野貝塚をはじめとした市内の文化財を保護し、研究を進め、活用を促進する活動を行います。

また、蓄積した地域資料と情報・人材を活用し、地域交流・世代間交流の拠点を目指すとともに、後世に伝える活動を推進します。

① 国史跡山野貝塚の保存・研究・活用

山野貝塚は、現存する縄文時代後・晩期の大規模貝塚としては房総半島の南端部に位置する重要な遺跡で、平成29年に国史跡に指定されました。国民共有の財産である山野貝塚を恒久的に保存し後世に伝えていくことが重要です。また、適切な整備や活用を実施するため、整備基本計画の策定を行います。

また、整備を行うにあたり確認する必要がある部分について、発掘調査を行います。さらに、山野貝塚の保存活用を実施するにあたり、市民ボランティアを募集し、ボランティア活動に必要な基礎知識を習得することができる講座を開催します。

- ・ 山野貝塚の保存活用事業の実施
- ・ 山野貝塚の内容確認・整備に伴う調査の実施
- ・ 山野貝塚の整備基本計画の策定と整備の実施
- ・ 山野貝塚ボランティアの募集・講座の開催



山野貝塚現地説明会

② 文化財の保存・活用

本市には、地域の歴史・文化等を示す貴重な文化財が数多く伝えられています。このような文化財は近年の社会的状況から、次の世代に引き継ぐことが難しいことや、度重なる災害によって、失われていく危険性が高まっています。

そのため、後世に残すべき重要なものについては市指定文化財として保護し、保存管理や継承活動に対して必要な支援を行うほか、指定に至らない文化財についても、その存在を把握し、今後長く後世に引き継がれていくよう取組を行います。

また、文化財の情報発信や、公開の機会を設け、文化財の重要性を広く周知し、文化財保護の機運を高めます。

さらに、関係機関と連携や、市民との協働による調査・研究活動を展開し、地域全体で文化財の保存・活用を進めます。

- 市指定文化財の指定及び保存管理への支援
- 地域の文化財の公開や活用の促進
- 未指定文化財の調査・研究

③ 無形民俗文化財の保護と継承

本市には、上総掘りの技術や飽富神社の筒粥神事などが国や県の無形民俗文化財として指定されています。無形民俗文化財は地域の歴史の中で培われてきたものであり、その技術や行事を後世に伝えていくためには、伝承者の育成や記録の作成が必要です。

伝承者の高齢化や、新規継承者の育成が困難であることなど、今後、技術が次世代に継承されないことが危惧されています。

そのため、上総掘りの技術などの無形民俗文化財を継承する個人や団体の活動について、後継者育成のための取組を支援します。

また、現在伝承されている活動については、映像記録を作成するなどの取組を実施します。

市内に所在する貴重な無形民俗文化財の活動内容を市内外に周知し、公開の機会を提供することで、郷土で育まれた無形民俗文化財についての理解を深めます。

- 無形民俗文化財等の周知
- 無形民俗文化財の活動及び継承への支援
- 上総掘り技術伝承団体に対する支援

④ 市民とともに歩む博物館活動の充実

地域における調査研究と資料の収集・保存・管理に努め、地域に残る様々な情報を集約して展覧会や教育普及事業として市民に公開することで地域の魅力を発信し、郷

土愛と郷土の誇りを醸成します。さらに、市民学芸員や友の会会員などと協働して、魅力あふれる博物館の在り方について追求し、市民の地域交流・世代間交流の拠点づくりを目指すとともに、様々な情報を発信します。また、社会教育の拠点として、外国人や障がい者、高齢者などすべての人々にとって利用しやすく快適な施設となるように取り組みます。

- 地域資料と情報の収集・保存・管理・活用
- ボランティア等の育成と博物館活動を通じた生きがいの醸成
- 博物館の資料と人材を活用した地域交流・世代間交流の促進
- 誰にでもやさしい博物館活動の実践
- 「袖ヶ浦市史研究」の刊行と地元研究者の育成



郷土を学ぶ会（郷土博物館）

（２）地域に根差した文化芸術活動の推進

優れた文化や芸術に触れることは、個々の生活をより豊かにし、うるおいをもたらします。しかし、文化芸術に親しみ、楽しむことを望みながらも、参加する機会を得ることができないといった声もあります。

そこで、多くの市民が、気軽に優れた文化芸術に親しみ新たに参加することができる機会を提供するとともに、多種多様なジャンルの創造活動を行う市民への支援や、活動の成果を発表する機会を提供します。

また、新たに文化芸術活動を行う市民のきっかけづくりとして、すでに文化芸術活動を行う市民とともに、体験教室を開催します。

さらに、優れた文化芸術活動を行う団体を支援し、鑑賞の機会の充実を図ります。

① 文化芸術振興のための市民活動の支援

活動団体や個人相互の協力を促すとともに、市民と行政との協働により文化芸術活動を活性化できるように、展示や発表の機会を提供するなどの様々な支援を行います。

- 市民の文化芸術活動や文化芸術団体の事業の支援
- 文化芸術活動を行う市民・サークル・団体等への発表の機会の提供

② 文化芸術鑑賞機会の充実

優れた文化芸術は感動を生み出すとともに、日々の生活と人々の心を豊かにします。また、文化芸術活動に対する情熱を生み出し、それらの活動を支え育む最も大きな力となります。

そのため、市民が優れた文化芸術に触れる機会を充実させます。また、質の高い芸術を鑑賞する機会を提供する団体に対し、その活動を支援します。

- 市民が身近で鑑賞できる展覧会等の開催
- あらゆる世代を対象とした鑑賞機会の提供



袖ヶ浦美術展展示風景

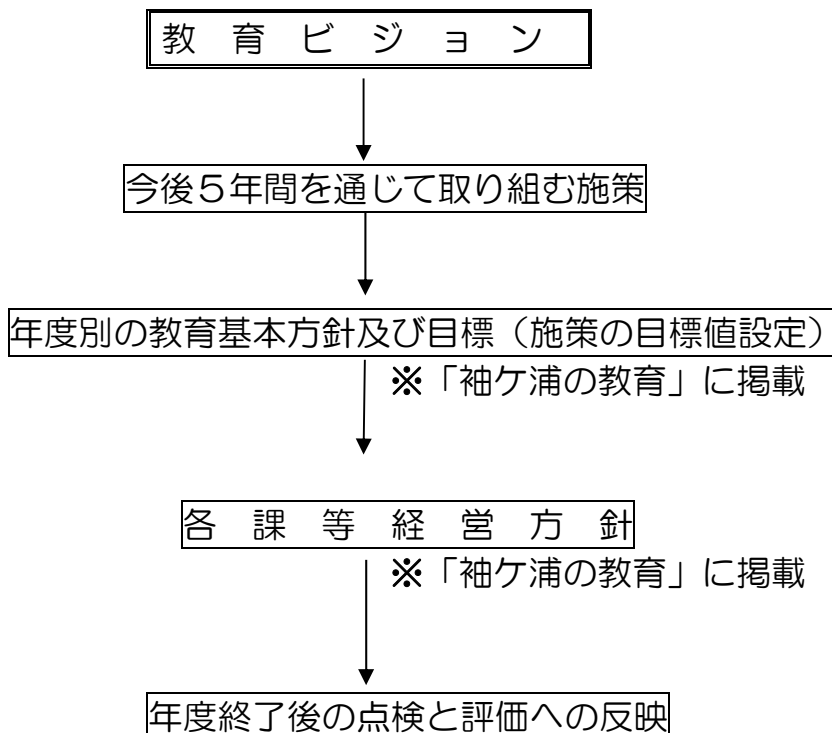
1 教育ビジョンの具現化に向けた年度別計画と点検と評価

教育ビジョンに示された計画の実行性を確保するためには、目標を定め取り組むことが重要となります。このため、実施にあたっては、施策体系に沿って毎年度「教育の基本方針及び目標」を定め、この内容に基づき関係各課の経営方針をまとめ事業を推進します。

本市では、これまで教育ビジョンの施策内容を計画的に進めるために、計画内容に基づき事業を実行し、その事業の点検評価を行い、その結果に基づき改善や見直しを行う事業評価方式（PDCAサイクル）を導入してきました。今後もこの取組を継続し、計画の実行性と有効性について検証を行い、効果的な事業の推進のために施策の改善につなげていきます。

また、この内容については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に規定する教育委員会の点検と評価として位置付けます。

○教育ビジョン推進イメージ



2 情報の公開

教育ビジョンに示された施策を推進する上では、教育委員会の情報の公開を進め、教育に対する市民の理解を深めることも必要です。

本市では、これまでホームページや広報、新聞発表等の媒体を活用することや、教育委員会議をはじめとした各種会議の公開を通じた情報の公開を進めてまいりましたが、これらの活動については、市民との協働といった観点からも重要となります。

今後も様々な機会を捉え、積極的に情報の公開に努め、開かれた教育委員会として市民の理解と教育活動への参加を推進します。

3 関係部門との連携

教育ビジョンは、本市教育委員会が実施する幼児期から生涯にわたる切れ目のない「学び」を支援するものですが、教育を取り巻く環境は大きく変化し様々な課題が顕在化・複雑化する中で、教育委員会の施策だけでは解決が難しくなっています。

このため、本計画に示された施策については、子育て部門、保健部門、福祉部門等との連携・協力を図りながら、引き続き効果的に施策を実施していきます。

4 新たな教育課題などの研究とその成果の反映

教育は、幼児教育、学校教育、社会教育など広範囲にわたりますが、社会を取り巻く様々な要因により多くの課題を抱えています。

教育ビジョンでは、「未来を創る 心豊かでいきいきとした 人づくり」を基本目標に、本市の今日的な課題にも対応した内容を計画に反映しています。前期計画として5年の計画を策定しましたが、社会環境や自然環境が変化し続ける中で、新たな課題が顕在化し、新たな取組が必要となることも考えられます。

教育ビジョンを推進するにあたっては、教育基本法や国の教育振興基本計画、本市総合計画を根底に据えながら、教育を取り巻く環境の変化に注意を払い、先進事例の調査研究や点検・評価を活かし、課題に的確に対応していきます。



参考資料

1 計画の策定経過

年月	会議等名	内容
平成30年12月	教育委員会内部打合せ	教育部内部協議
平成31年 1月	教育委員会定例部課長会議	策定方針等について (委員会・部会の設置)
平成31年 2月		袖ヶ浦市教育ビジョン策定要綱の制定
平成31年 3月		市民意識調査(アンケート)内容の見直し作業
平成31年 4月		専門部員の選任
令和 元年 5月	教育委員会定例会	策定方針について(報告)
令和 元年 5月	元年度第1回策定委員会・専門部会	策定スケジュール及び市民意識調査(アンケート)について
令和 元年 6月	教育委員会定例部課長会議	市民意識調査(アンケート)の実施について
令和 元年 6月	教育委員会定例会	市民意識調査(アンケート)の実施について
令和 元年 7月	市民意識調査の実施	調査票配布
令和 元年 8月~ 10月		市民意識調査取りまとめ(集計作業)
令和 元年11月	教育委員会定例部課長会議	市民意識調査の結果について
令和 元年12月	教育委員会定例会	市民意識調査の結果について
令和 元年12月	教育委員会定例部課長会議	市民意見交換会実施要領について
令和 元年12月	教育委員会定例会	市民意見交換会実施要領について
令和 2年 1月~ 2月	市民意見交換会	市内5地区で実施
令和 2年 3月	情報公開	市民意識調査及び市民意見交換会
令和 2年 5月	2年度第1回策定委員会	策定に係る取組、基本理念・目標及び施策体系等について
令和 2年 6月	2年度第2回策定委員会	教育ビジョン策定に係る原案について
令和 2年 6月	2年度第1回学校教育部会	教育ビジョン策定方針及び推進体制について

年月	会議等名	内容
令和 2年 6月	2年度第1回生涯学習部会	教育ビジョン策定方針及び推進体制について
令和 2年 7月	2年度第2回学校教育部会	教育ビジョン方向性と主な事業について
令和 2年 7月	2年度第2回生涯学習部会	教育ビジョン方向性と主な事業について
令和 2年 8月	2年度第3回策定委員会	教育ビジョン策定に係る素案等について
令和 2年 8月	政策調整会議	教育ビジョン（案）に係る教育大綱（案）について
令和 2年 9月	政策会議	教育ビジョン（案）に係る教育大綱（案）について
令和 2年 9月	2年度第4回策定委員会	教育ビジョン骨子（案）等について
令和 2年 9月	総合教育会議	教育ビジョン（案）に係る教育大綱（案）について
令和 2年 9月	2年度第3回生涯学習部会	教育ビジョン（案）の素案の修正について
令和 2年10月	教育委員会定例会	教育ビジョン（案）に係るパブリックコメント手続の実施について
令和 2年10月	政策調整会議	教育ビジョン（案）に係るパブリックコメント手続の実施について
令和 2年11月	政策会議	教育ビジョン（案）に係るパブリックコメント手続の実施について
令和 2年11月	議会全員協議会	教育ビジョン（案）に係るパブリックコメント手続の実施について
令和 2年11月	パブリックコメント	11月18日～12月25日
令和 3年 1月	2年度第5回策定委員会	パブリックコメントの実施結果等について
令和 3年 1月	2年度第3回学校教育部会	パブリックコメントの実施結果等について
令和 3年 1月	2年度第4回生涯学習部会	パブリックコメントの実施結果等について
令和 3年 1月	政策調整会議	パブリックコメントの実施結果について
令和 3年 1月	政策会議	パブリックコメントの実施結果について
令和 3年 1月	教育委員会定例会	パブリックコメントの実施結果について
令和 3年 1月	総合教育会議	教育ビジョン（案）に係る教育大綱（案）について
令和 3年 2月	教育委員会定例会	教育ビジョンの策定について（決議）
令和 3年 3月		印刷・配布
令和 3年 4月	「新ビジョン」スタート	

2 袖ヶ浦市第三期教育ビジョン策定要綱

(策定趣旨)

第1条 教育を取りまく環境が年々変化する中、平成18年に教育基本法が改正されて以来、教育施策を推進するための教育振興基本計画（現在は第三期）が国により示されている。

市町村は、この計画に基づき独自の教育振興基本計画を作成することとなるが、本市では、「第二期教育ビジョン」として平成22年に策定し、各種事業を展開してきたところである。

今回、第二期教育ビジョンの計画期間が令和2年度を持って満了することや、現在市の新総合計画が策定中であることから、これらの計画との整合を図りながら、新たな時代に対応した教育施策を総合的かつ計画的に進めるための計画が必要となっている。

このようなことから、学校教育・生涯学習・文化・スポーツ等、本市の教育行政全般について「袖ヶ浦市第三期教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）」としてまとめようとするものである。

(性格)

第2条 教育ビジョンは、国及び千葉県の示した教育振興基本計画を参考としながら、市の総合計画を上位計画として、長期的な視点に立ち、本市教育の望ましい姿を展望し、実行するための基本的な考え方を示すものであり、教育行政全般の指針となるものである。

(計画期間及び目標年次)

第3条 教育ビジョンの計画期間は、令和3年度から10年間とし、目標年次を令和12年度とする。

(推進体制)

第4条 教育ビジョン策定事務を円滑に進めるための体制を次のとおりとし、各会議体が相互に連携を図りながら作業を行うものとする。

(1) 策定委員会（別表1）

教育ビジョン策定に係る重要事項を審議するとともに、関係機関等との総合調整を行う。

(2) 学校教育部会（別表2）

教育ビジョン策定に係る主に学校教育の分野について、調査研究をはじめ、資料収集、素案づくり、関係機関等との調整を行うものとし、教育部各課等より部会員を選出する。

(3) 生涯学習部会（別表3）

教育ビジョン策定に係る主に生涯学習の分野について、調査研究をはじめ、資料収集、素案づくり、関係機関等との調整を行うものとし、教育部各課等より部会員を選出する。

(市民参加)

第5条 教育ビジョン策定にあたっては、学校現場、文化・スポーツ活動団体、一般市民等、多くの市民層から様々な意見を聴き、計画に反映するものとする。

(庶務)

第6条 策定委員会（以下「委員会」という。）及び部会の運営に関する事務は教育部教育総務課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項については、委員会において協議の上、別に定める。また部会に関する事項についても同様の扱いとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月20日から施行する。

(袖ヶ浦市教育ビジョン策定要綱の廃止)

2 袖ヶ浦市教育ビジョン策定要綱（平成20年11月20日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（策定委員会）

◎教育長
○教育部長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
総合教育センター所長
学校給食センター所長
市民会館館長
中央図書館館長
郷土博物館館長
体育振興課長
学校教育部会長
生涯学習部会長

◎は委員長 ○は副委員長

別表2（学校教育部会）

学校教育課(部会長1名含む)	3名
総合教育センター	1名
学校給食センター	1名
幼稚園	1名
生涯学習課	1名
体育振興課	1名
教育総務課（事務局員含む）	2名

部会長は学校教育課副参事又は副課長相当職とする。

副部会長は教育総務課選出の部会員とする。

別表3（生涯学習部会）

生涯学習課（部会長1名含む）	2名
学校教育課	1名
総合教育センター	1名
公民館	2名
図書館	1名
博物館	1名
体育振興課	2名
教育総務課（事務局員含む）	2名

部会長は生涯学習課副参事又は副課長相当職とする。

副部会長は教育総務課選出の部会員とする。

第三期袖ヶ浦市教育ビジョン
(袖ヶ浦市教育振興基本計画)

令和3年3月発行

発行：袖ヶ浦市教育委員会

〒299-0292

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話：0438-62-2111（代）



袖ヶ浦市

